資料４－３

調査結果報告書

日本国会議部
令和８年１１月２０日
財務省関税局
外国為替等審議会
税関・国際収支統計関税等分科会
税関税率特殊関税審議会

目次

1 総論 ..... - 1 -
１－１ 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国 ..... - 1 -
１－１－１ 品名 ..... - 1 -
１－１－２ 銘柄及び型式 ..... - 1 -
１－１－３ 特徴 ..... - 1 -
１－１－４ 供給者及び供給国 ..... - 1 -
１－２ 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。） ..... - 1 -
１－２－１ 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 ..... - 1 -
１－２－２ 不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 ..... - 2 -
１－３ 調査の対象とした事項の概要 ..... - 2 -
１－３－１ 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 ..... - 2 -
１－３－２ 不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 ..... - 2 -
１－４ 調査開始の経緯 ..... - 2 -
１－４－１ 指定貨物に対する不当廉売関税の課税に係る経緯 ..... - 2 -
１－４－２ 課税期間の再延長申請 ..... - 3 -
１－４－３ 調査開始の決定 ..... - 4 -
１－５ 調査開始後の経緯 ..... - 5 -
１－５－１ 質問状等の送付及び回答の状況 ..... - 5 -
１－５－１－１ 供給者への供給者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等 ..... - 7 -
１－５－１－２ 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等 ..... - 9 -
１－５－１－３ 輸入者への輸入者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等 ..... - 11 -
１－５－１－４ 本邦生産者への本邦生産者質問状等の送付及びこれに対する回答の

状況等 ..... - 12 -
１－５－１－５ 産業上の使用者への産業上の使用者質問状の送付及びこれに対する回答の状況等 ..... - 13 -
１－５－２ 質問状回答書の不備等の指摘 ..... - 15 -
１－５－３ 本邦生産者への追加質問状等の送付等 ..... - 16 -
１－５－４ 代替国に係る選定通知の送付等 ..... - 17 -
１－５－４－１ 代替国に係る選定通知（1回目） ..... - 17 -
１－５－４－２ 代替国に係る選定通知（2回目） ..... - 18 -
１－５－４－３ 代替国候補の供給者への代替国質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等 ..... - 20 -
１－５－５ 代替国候補の供給者への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等 ..... - 23 -
１－５－６ 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等 ..... - 23 -
１－５－６－１ 証拠の提出及び証言 ..... - 23 -
１－５－６－２ 対質の申出 ..... - 24 -
１－５－６－３ 意見の表明 ..... - 24 -
１－５－６－４ 情報の提供 ..... - 25 -
１－５－７ 現地調査 ..... - 25 -
１－５－７－１ 本邦生産者に対する現地調査の実施 ..... - 25 -
１－５－７－２ 代替国供給者に対する現地調査の実施 ..... - 26 -
１－５－７－３ 本邦生産者及び代替国供給者に対する現地調査後の手続 ..... - 27 -
１－６ 秘密の情報 ..... - 27 -
１－７ 証拠等の閲覧 ..... - 28 -
１－８ 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘 ..... - 28 -
１－９ 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用 ..... - 29 -
２ 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 ..... - 31 -
２－１ 不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実 ..... - 31 -
２－１－１ 総論 ..... - 31 -
２－１－１－１ 調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方 ..... - 31 -
２－１－１－２ 不当廉売差額の基本的考え方 ..... - 31 -
２－１－１－３ 正常価格の算出の基本的考え方 ..... - 32 -
２－１－１－４ 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的な考え方 - 33 -
２－１－１－５ 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方 ..... - 33 -
２－１－１－６ 輸出価格の算出の基本的考え方 ..... - 34 -

２－１－１－７ 端数処理の基本的考え方 - 34 -
２－１－２ 韓国 - 34 -
２－１－２－１ 韓国の供給者 - 34 -
２－１－２－２ 韓国に係る不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論 - 36 -
２－１－３ 中国 - 37 -
２－１－３－１ 市場経済の条件が浸透している事実 - 37 -
２－１－３－２ 代替国候補の選定及び正常価格 - 37 -
２－１－３－３ 中国の供給者 - 39 -
２－１－３－４ 中国に係る不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論 - 41 -
２－２ 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ - 41 -
２－２－１ 総論 - 42 -
２－２－２ 韓国 - 42 -
２－２－２－１ 供給者の余剰生産能力 - 42 -
２－２－２－２ 供給者の将来の生産 - 43 -
２－２－２－３ 韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在 - 43 -
２－２－２－４ 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在 - 44 -
２－２－２－５ 不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討 - 45 -
２－２－２－６ 韓国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売輸入が継続するおそれの結論 - 46 -
２－２－３ 中国 - 47 -
２－２－３－１ 供給者の余剰生産能力 - 47 -
２－２－３－２ 供給者の将来の生産 - 48 -
２－２－３－３ 中国の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在 - 48 -
２－２－３－４ 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在 - 49 -
２－２－３－５ 中国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売輸入が再発するおそれの結論 - 50 -
２－３ 韓国及び中国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売輸入が継続し、又は再発するおそれの結論 - 50 -
３ 不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項 - 51 -
３－１ 本邦の産業 - 51 -
３－２ 同種の貨物の検討 - 52 -
３－２－１ 物理的及び化学的特性 - 52 -

３－２－２ 製造工程 ..... - 53 -
３－２－３ 流通経路 ..... - 53 -
３－２－４ 用途 ..... - 54 -
３－２－５ 価格の決定方法 ..... - 54 -
３－２－６ 代替性 ..... - 54 -
３－２－７ 貿易統計上の分類 ..... - 55 -
３－２－８ 同種の貨物の検討についての結論 ..... - 55 -
３－３ 累積的な評価 ..... - 55 -
３－３－１ 調査対象貨物の供給国 ..... - 55 -
３－３－２ 原産国の異なる水酸化カリウムの間の競争状態 ..... - 55 -
３－３－３ 累積的な評価についての結論 ..... - 56 -
３－４ 調査対象貨物の輸入量及び調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響 ..... - 56 -
３－４－１ 調査対象貨物の輸入量 ..... - 57 -
３－４－２ 調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響 ..... - 60 -
３－４－３ 調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討 ..... - 62 -
３－４－４ 調査対象貨物の輸入量及び調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論 ..... - 66 -
３－５ 調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響 ..... - 66 -
３－５－１ 生産高 ..... - 66 -
３－５－２ 生産能力・稼働率（操業度） ..... - 67 -
３－５－３ 販売及び市場占拠率 ..... - 68 -
３－５－４ 在庫 ..... - 69 -
３－５－５ 国内価格に影響を及ぼす要因 ..... - 70 -
３－５－６ 利潤 ..... - 71 -
３－５－７ 投資及び投資収益 ..... - 72 -
３－５－８ 資金流出入（キャッシュフロー） ..... - 72 -
３－５－９ 資金調達能力 ..... - 73 -
３－５－１０ 雇用 ..... - 73 -
３－５－１１ 賃金 ..... - 74 -
３－５－１２ 生産性 ..... - 74 -
３－５－１３ 成長 ..... - 75 -
３－５－１４ 不当廉売価格差の大きさ ..... - 76 -
３－５－１５ 調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討

.....- 76 -
３－５－１６ 調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論...- 77 -
３－６ 調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ.....- 78 -
３－６－１ 将来における調査対象貨物の輸入.....- 78 -
３－６－２ 調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに係る意見等の検討.....- 79 -
３－６－３ 将来における本邦の水酸化カリウム市場規模.....- 80 -
３－６－４ その他の証拠の提出及び意見の表明.....- 81 -
３－６－５ 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについての結論.....- 82 -
４ 最終決定の基礎となる重要な事実に係る反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解.....- 84 -
４－１ 調査の経緯に関する事項.....- 84 -
４－１－１ 重要事実の開示.....- 84 -
４－１－２ 重要事実に対する利害関係者からの意見.....- 84 -
４－１－３ 秘密の情報.....- 85 -
４－１－４ 証拠等の閲覧.....- 85 -
４－２ 「２ 不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論・再反論の検討.....- 85 -
４－２－１ 「２－２－２－１ 供給者の余剰生産能力」に係る反論・再反論の検討.....- 85 -
４－２－１－１ 「２－２－２－１ 供給者の余剰生産能力」に係る反論.....- 85 -
４－２－１－２ 「２－２－２－１ 供給者の余剰生産能力」に係る反論に対する再反論.....- 86 -
４－２－１－３ 「２－２－２－１ 供給者の余剰生産能力」に係る反論・再反論に係る調査当局の見解.....- 86 -
４－２－２ 「２－２－２－２ 供給者の将来の生産」に係る反論・再反論の検討.....- 87 -
４－２－２－１ 「２－２－２－２ 供給者の将来の生産」に係る反論.....- 87 -
４－２－２－２ 「２－２－２－２ 供給者の将来の生産」に係る反論に対する再反論.....- 87 -
４－２－２－３ 「２－２－２－２ 供給者の将来の生産」に係る反論・再反論に係る調査当局の見解.....- 87 -
４－２－３ 「２－２－２－４ 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在」に係る

反論・再反論の検討.....- 88 -
４－２－３－１　「２－２－２－４　追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在」に係る反論.....- 88 -
４－２－３－２　「２－２－２－４　追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在」に係る反論に対する再反論.....- 88 -
４－２－３－３　「２－２－２－４　追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在」に係る反論・再反論に係る調査当局の見解.....- 89 -
４－２－４　「２－２－２－５　不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討」に係る反論・再反論 .....- 90 -
４－２－４－１　「２－２－２－５　不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討」に係る反論.....- 90 -
４－２－４－２　「２－２－２－５　不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討」に係る反論に対する再反論.....- 90 -
４－２－４－３　「２－２－２－５　不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討」に係る反論・再反論に係る調査当局の見解.....- 91 -
４－３　「３　不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論・再反論の検討.....- 92 -
４－３－１　「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」及び「３－５－１６　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に係る反論・再反論の検討.....- 92 -
４－３－１－１　「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」及び「３－５－１６　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に係る反論 .....- 92 -
４－３－１－２　「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」及び「３－５－１６　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に係る反論に対する再反論 .....- 93 -
４－３－１－３　「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」及

び「３－５－１６　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に係る反論・再反論に係る調査当局の見解.....- 94 -
４－４ 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論.....- 95 -
５ 結論.....- 95 -

（別添）主要証拠等目録

（注１）【　】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。
（注２）本報告書では、以下のとおりとする。

- 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）を、単に「協定」という。
- 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）を、単に「法」という。
- 不当廉売関税等に関する政令（平成 6 年政令第 416 号。令和 8 年政令第 85 号による改正前の題名は不当廉売関税に関する政令。以下、同改正の前後を通じて「不当廉売関税等に関する政令」という。）を、単に「政令」という。
- 不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン（令和 8 年政令第 85 号による改正に伴う改訂前の題名は不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン。以下、同改訂の前後を通じて「不当廉売関税等に関する手続等についてのガイドライン」という。）を、単に「ガイドライン」という。

１　総論

１－１　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国

１－１－１　品名

(1)　水酸化カリウム（Potassium Hydroxide）

１－１－２　銘柄及び型式

(2)　商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 2815.20 号に分類される。

１－１－３　特徴

(3)　水に溶解した液体品又は白色片状の固形物であり、主として、炭酸カリウムなどのカリ塩類の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、合成樹脂重合反応剤、コンクリート混和剤原料、液体石鹸や洗剤の原料等として使用される。

１－１－４　供給者及び供給国

(4)　大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の生産者及び輸出者。

１－２　調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

１－２－１　不当廉売がされた指定貨物[1]の輸入が指定された期間[2]の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

(5)　令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで。

ただし、政令第 2 条第 3 項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実。以下、単に「市場経済の条件が浸透している事実」ということがある。）に関する事項については、令和 2 年 1 月 1 日

1　水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 28 年政令第 196 号）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる貨物をいう。以下同じ。

2　水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令第 1 条第 1 項第 3 号に掲げる期間をいう。以下同じ。

から令和７年６月 30 日まで。

１－２－２　不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

(6)　令和２年１月１日から令和７年６月 30 日まで。

１－３　調査の対象とした事項の概要

１－３－１　不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

(7)　不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関して、

(ア)　指定貨物の正常価格（法第８条第１項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

(イ)　指定貨物の本邦向け輸出価格

(ウ)　その他不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項

について調査した。

１－３－２　不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

(8)　不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関して、

(ア)　不当廉売がされた指定貨物の輸入量

(イ)　不当廉売がされた指定貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

(ウ)　不当廉売がされた指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(エ)　その他不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項

について調査した。

１－４　調査開始の経緯

１－４－１　指定貨物に対する不当廉売関税の課税に係る経緯

(9)　平成 27 年４月３日、法第８条第４項の規定による求めとして、カリ電解工業会は、韓国

及び中国から輸入されている水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税を申請（以下「当初申請」という。）した。平成 27 年 5 月 26 日、当初申請に基づく調査（以下「当初調査」という。）を開始し、その結果、韓国及び中国産の水酸化カリウムについて、不当廉売輸入の事実及び当該輸入が同種の貨物を生産する本邦の産業に実質的な損害を与えている事実が認められ、本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、平成 28 年 8 月 9 日から令和 3 年 8 月 8 日までを課税期間として、当該課税期間中に当該各国から輸入される水酸化カリウムに対し、不当廉売関税を課すこととなった。

(10)　令和 2 年 7 月 7 日、法第 8 条第 26 項の規定による求めとして、カリ電解工業会より、「大韓民国及び中華人民共和国産の水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面」（以下「課税期間延長申請」という。）が提出された。

(11)　令和 2 年 8 月 31 日、課税期間延長申請に基づく調査を開始し、その結果、韓国及び中国産の水酸化カリウムについて、不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあり、また、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が当該期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められたことから、課税期間を令和 8 年 8 月 12 日まで延長した。

１－４－２　課税期間の再延長申請

(12)　令和 7 年 8 月 8 日、法第 8 条第 26 項の規定による求めとして、カリ電解工業会より、「大韓民国及び中華人民共和国産の水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面」が提出された。

同年 10 月 6 日、財務大臣は、申請者に当該書面の補正を求め、これに対して、同年 11 月 10 日、申請者から、補正された「大韓民国及び中華人民共和国産の水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面」（以下「申請書」という。）が提出された。

表 1　申請者の名称及び住所

名称	住所
カリ電解工業会	東京都中央区新川 1 丁目 4 番 1 号

(13)　申請者は、下記**「３－１　本邦の産業」**に記載のとおり、本邦において同種の貨物を生産する本邦の水酸化カリウム産業を構成する全生産者 3 者が加盟する業界団体であり、その 3 者による令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月までの水酸化カリウムの生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の四分の一以上）[3]を満たしていた。

[3]　政令第 5 条第 1 項第 1 号

(14)　調査当局は令和 7 年 12 月 18 日、韓国政府及び中国政府に対し、かかる申請があり申請書を受領した旨を通知[4]した。

１－４－３　調査開始の決定

(15)　申請書を検討した結果、不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ及び不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は本邦産同種の貨物の本邦における総生産高の 50%を超えていたこと[5]から、調査を開始する必要があると認められたので、令和 7 年 12 月 25 日、申請に基づく調査の開始を決定[6]し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。）と認められた者に対し、書面により通知[7]（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、官報で告示[8]した（令和 7 年 12 月 25 日財務省告示第 333 号）（以下「調査開始告示」という。）。

(16)　調査開始告示において、政令第 10 条第 1 項前段及び第 10 条の 2[9]第 1 項前段の規定による証拠の提出及び証言、第 11 条第 1 項の規定による証拠等の閲覧、第 12 条第 1 項の規定による対質の申出、第 12 条の 2 第 1 項の規定による意見の表明並びに第 13 条第 1 項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限を次のとおりとした。

(ア)　証拠の提出及び証言についての期限　令和 8 年 3 月 25 日

(イ)　証拠等の閲覧についての期限　政令第 16 条各項に規定する告示の日

(ウ)　対質の申出についての期限　令和 8 年 4 月 27 日

(エ)　意見の表明についての期限　令和 8 年 4 月 27 日

(オ)　情報の提供についての期限　令和 8 年 4 月 27 日

また、同告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」、「本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段[10]及び第十条の二第二項前段[11]の規定による証拠の提出を求めるため、前記三（一）の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及

4　協定 5.5
5　ガイドライン 6.(2)
6　法第 8 条第 27 項
7　政令第 8 条第 1 項
8　政令第 8 条第 1 項
9　令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条の 3 第 1 項前段
10　令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 3 項前段
11　令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条の 3 第 2 項前段

び経済産業省のホームページに掲載する。」及び「当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記（二）宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。」旨を告示[12]した。

(17) 令和 7 年 12 月 25 日、韓国政府及び中国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により通知[13]（申請書（開示版）の写しを添付[14]）した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、令和 8 年 6 月 23 日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明[15]した。

なお、本調査の開始決定に際し、令和 7 年 12 月 23 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知[16]した。

１－５　調査開始後の経緯

１－５－１　質問状等の送付及び回答の状況

(18) 令和 7 年 12 月 25 日、調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに本邦産同種の貨物の生産者（以下、これらの者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者（以下、利害関係者及び産業上の使用者を総称して「利害関係者等」という。）に対して、「不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査への協力のお願い（利害関係者等共通）」（以下「お願い紙」という。）を送付した。利害関係者には「確認票」及び「質問状」を合わせて送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[17]並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。産業上の使用者には、「質問状」を送付し、上記の利害関係者と同様に期限を定めて回答を求めるとともに、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[18]並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

---

12 令和 7 年 12 月 25 日財務省告示第 333 号
13 協定 12.1 及び 12.3
14 協定 6.1.3 及び 11.4
15 ガイドライン 6.(3)
16 政令第 18 条第 1 項
17 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項
18 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

また、「お願い紙」、「確認票」及び「質問状」を財務省[19]及び経済産業省[20]のホームページに掲載し公表し、財務省ホームページにおいては、調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう明示し、経済産業省ホームページにおいても、財務大臣から質問状の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、指定された連絡先に問い合わせるよう明示した。さらに、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[21]並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

(19) 調査当局は、調査対象貨物の供給者に対する「お願い紙」、「確認票」及び「質問状」の送付と同時に、駐日韓国大使館及び駐日中国大使館に対し当該「質問状」を送付し、駐日韓国大使館に対しては調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た**「表 3　供給者への供給者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」** (a)の 1 者、駐日中国大使館に対しては調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た**「表 3　供給者への供給者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」** (b)~(l)の 11 者に対して当該「質問状」を送付したことを伝えるとともに、当該供給者以外の者で調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため諸手続についての案内等を追送する用意があることを伝え、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。

また、調査当局が知り得た供給者、輸入者及び産業上の使用者に対して、それぞれに係る確認票において、韓国及び中国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る「確認票」及び「質問状」が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

(20) 確認票及び質問状の送付等の状況、並びにこれらに対する回答書[22]の提出状況等については、**「表 2　確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況」**のとおりであった。

具体的には、下記**「１－５－１－１　供給者への供給者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**、**「１－５－１－２　調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**、**「１－５－１－３　輸入者への輸入者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**、**「１**

---

19 https://www.customs.go.jp/tokusyu/koh.html
（以下、確認票及び質問状等を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。）

20 https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/suisankari/index.html
（以下、確認票及び質問状等を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。）

21 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

22 本報告書中「回答書」には、特に断りのない限り、質問状に添付された様式及び質問状の回答に併せて提出された添付資料を含む。

－５－１－４　本邦生産者への本邦生産者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」及び**「１－５－１－５　産業上の使用者への産業上の使用者質問状の送付及びこれに対する回答の状況等」**において述べる。

なお、確認票及び質問状の回答において、期限を超過して回答を提出した者については、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出又は情報の提供としてこれを受理した。

表２　確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況

利害関係者等の区分	送付数	確認票						質問状	
		回答数		うち実績あり				回答数	
	A 件	B 件	B/A %	C 件		C/B %		D 件	D/A %
				生産	輸出	生産	輸出		
供給者（韓国）	1	1	100	1	1	100	100	0	0
供給者（中国）	11	0	0	0	0	0	0	0	0
（市場経済の条件が浸透している事実に関するもの）	11	0	0	0		0		0	0
輸入者	4	2	50	2		100		0	0
本邦生産者	4	4	100	4		100		3	75
産業上の使用者	31[23]	－	－	－		－		7	22.6

（注 1）上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「（市場経済の条件が浸透している事実に関するもの）」は「中国における同種の貨物の生産」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」、「本邦生産者」は本邦産同種の貨物の「生産」及び「産業上の使用者」は調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場合をいう。

（注 2）上表中の割合(%)の表示項目については、小数点以下 2 桁目の数字を四捨五入している。

（注 3）上表中の「産業上の使用者」の「確認票」回答は、調査当局からの提出は求めていないものの、自発的に提出した者がいた。

（注 4）上表中の送付数及び回答数には、調査中に利害関係者等には当たらないことが明らかになった者を含む。

１－５－１－１　供給者への供給者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(21)　**「表 3　供給者への供給者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和 7 年 12 月 25 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た 12 者に対し、「お願い

[23]　調査開始時に産業上の使用者向けの質問状等一式を送付したものの、調査当局宛てに産業上の使用者に該当しないと連絡があった【産業上の使用者 M】、自発的に提出された確認票の回答から産業上の使用者に該当しないことが判明した【産業上の使用者 T】を含む。

紙」、調査対象期間中に調査対象貨物を生産したか否か及び本邦に輸出したか否か並びに本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「供給者質問状」という。）を送付するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「お願い紙」において「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[24]並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超える場合には、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(22)　供給者への供給者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等については、**「表 3　供給者への供給者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

表 3　供給者への供給者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

供給者名	確認票・質問状等の送付日	確認票回答日	生産・輸出の実績及び協力可否	質問状回答日（調査項目 A）	質問状回答延長要望（調査項目 B～G）	質問状回答日（調査項目 B～G）
令和 7 年 12 月 25 日に供給者質問状等を送付した供給者 確認票回答期限：令和 8 年 1 月 14 日 質問状回答期限：令和 8 年 2 月 6 日 回答期限の延長の要望期限：令和 8 年 1 月 30 日 延長後の回答期限：令和 8 年 2 月 20 日						
＜韓国の供給者＞						
(a) UNID Co., Ltd.（以下「UNID」という。）	12/25	1/14	生産　有 輸出　有 協力する	回答無し	－	回答無し
＜中国の供給者＞						
(b) UNID Jiangsu Chemical Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(c) Jiangsu OCI Chemical Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(d) UNID(Sichuan) New Materials Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(e) UNID(Shanghai)	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

[24]　令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

Enterprise Management Co., Ltd.						
(f) UNID(Hubei) New Materials Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(g) Tangshan Sunfar Silicon Industries Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(h) Taurus Potash Company, JZEG Xingtai Mining Group Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(i) Huarong Chemical Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(j) Inner Mongolia Ruida Taifeng Chemical Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(k) Jiangxi Zhangfeng Chemical Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(l) Qinghai Salt Lake Industry Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

１－５－１－２　調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(23)　**「表 4　中国の供給者への市場経済質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和 7 年 12 月 25 日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た供給者のうち、中国の供給者 11 者に対し、「不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査への協力のお願い（中華人民共和国における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関するもの)」（以下「お願い紙（市場経済)」という。)、市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの)」（以下「市場経済確認票」という。)、及び「中華人民共和国における国内向け同種の貨物及び第三国向け同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する調査の質問状」（以下「市場経済質問状」という。）を送付[25]し、回答を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

また、供給者に対して、「市場経済確認票」において、供給者が市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望しない場合には、政府は、政令第 2 条第 3 項に規定する市場経済の条件が浸透している事実があることを確認できなかったものとして、同条第 1

[25] 政令第 10 条の 3 第 2 項

項第 4 号の価格[26]を正常価格として用いることがある旨明示した。

なお、「お願い紙（市場経済）」において、「市場経済確認票」又は「市場経済質問状」に対して特段の理由なく回答期限内に回答しない場合には、市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものと判断する旨明示した。

(24) 中国の供給者への市場経済質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等については、**「表 4 中国の供給者への市場経済質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

表 4 中国の供給者への市場経済質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

供給者名	確認票・質問状等の送付日	確認票回答日	生産・輸出の実績及び協力可否	質問状回答日（調査項目 A）	質問状回答延長要望（調査項目 B～E）	質問状回答日（調査項目 B～E）
令和 7 年 12 月 25 日に市場経済質問状等を送付した供給者 確認票回答期限：令和 8 年 1 月 14 日 質問状回答期限：令和 8 年 2 月 6 日 回答期限の延長の要望期限：令和 8 年 1 月 30 日 延長後の回答期限：令和 8 年 2 月 20 日						
(b) UNID Jiangsu Chemical Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(c) Jiangsu OCI Chemical Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(d) UNID(Sichuan) New Materials Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(e) UNID(Shanghai) Enterprise Management Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(f) UNID(Hubei) New Materials Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(g) Tangshan Sunfar Silicon Industries Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(h) Taurus Potash Company, JZEG Xingtai Mining Group Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(i) Huarong Chemical Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

[26] ① 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格
② 当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格
③ 当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

(j) Inner Mongolia Ruida Taifeng Chemical Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(k) Jiangxi Zhangfeng Chemical Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(l) Qinghai Salt Lake Industry Co., Ltd.	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

１－５－１－３　輸入者への輸入者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(25)　**「表 5　輸入者への輸入者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和 7 年 12 月 25 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た 4 者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」（以下「輸入者質問状」という。）を送付[27]するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「お願い紙」において「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[28]並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超える場合には、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(26)　輸入者への輸入者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等については、**「表 5　輸入者への輸入者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。また、「確認票」の提出期限後に 1 者[29]から当該回答が提出されたため、これを自発的な証拠の提出として受領した。

表 5　輸入者への輸入者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

輸入者名	確認票・質問状等の送付日	確認票回答日	輸入実績及び協力可否	質問状回答日（調査項目 A）	質問状回答延長要望（調査項目 B～E）	質問状回答日（調査項目 B～E）
令和 7 年 12 月 25 日に輸入者質問状等を送付した輸入者 確認票回答期限：令和 8 年 1 月 14 日 質問状回答期限：令和 8 年 2 月 6 日 回答期限の延長の要望期限：令和 8 年 1 月 30 日						

[27] 政令第 10 条第 3 項
[28] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項
[29] 株式会社マルー

延長後の回答期限：令和 8 年 2 月 20 日						
(a) 伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社	12/25	1/14	輸入　有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(b) 日星産業株式会社	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し
(c) 株式会社マルー	12/25	1/15 （期限後）	輸入　有 協力しない	回答無し	－	回答無し
(d) 善ケミカル株式会社	12/25	回答無し	－	回答無し	－	回答無し

１－５－１－４　本邦生産者への本邦生産者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(27)　**「表 6　本邦生産者への本邦生産者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和 7 年 12 月 25 日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た 4 者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「本邦の生産者に対する質問状」（以下「本邦生産者質問状」という。）を送付[30]するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載して公表した。

この際、「お願い紙」において「「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項[31]並びにガイドライン 10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超える場合には、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(28)　本邦生産者への本邦生産者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等については、**「表 6　本邦生産者への本邦生産者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

なお、「本邦生産者質問状」の調査項目 B から F に係る回答書の提出期限の延長について、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 6　本邦生産者への本邦生産者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

本邦生産者名	確認票・質問状等の送付日	確認票回答日	生産実績及び協力可否	質問状回答日（調査項目 A）	質問状回答延長要望（調査項目 B～F）	質問状回答日（調査項目 B～F）

[30] 政令第 10 条第 3 項
[31] 令和 8 年政令第 85 号による改正後の政令第 10 条第 5 項

令和7年12月25日に本邦生産者質問状等を送付した本邦生産者 確認票回答期限：令和8年1月14日 質問状回答期限：令和8年2月6日 回答期限の延長の要望期限：令和8年1月30日 延長後の回答期限：令和8年2月20日						
(a) AGC株式会社（以下「AGC」という。）	12/25	1/13	生産有り 協力する	2/5	1/27	2/20
(b) 株式会社大阪ソーダ（以下「大阪ソーダ」という。）	12/25	1/9	生産有り 協力する	2/6	1/29	2/19
(c) 東亞合成株式会社（以下「東亞合成」という。）	12/25	1/9	生産有り 協力する	2/6	1/14	2/20
(d) 日本曹達株式会社（以下「日本曹達」という。）	12/25	1/7	生産有り 協力する	回答無し	－	回答無し

１－５－１－５　産業上の使用者への産業上の使用者質問状の送付及びこれに対する回答の状況等

(29)　**「表７　産業上の使用者への産業上の使用者質問状の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、令和7年12月25日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た31者に対し、「お願い紙」及び「産業上の使用者に対する質問状」（以下「産業上の使用者質問状」という。）を送付[32]するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、「お願い紙」において「質問状」に対して、「政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超える場合には、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

(30)　産業上の使用者への産業上の使用者質問状の送付及びこれに対する回答の状況等については、**「表７　産業上の使用者への産業上の使用者質問状の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

(31)　**「表７　産業上の使用者への産業上の使用者質問状の送付及びこれに対する回答の状況等」**

[32]　政令第13条第2項

の産業上の使用者のうち 2 者[33]については、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の購入の実績がない旨の回答があったことから、本調査の対象外になるものとして、利害関係者等として取り扱わないこととした。

表 7　産業上の使用者への産業上の使用者質問状の送付及びこれに対する回答の状況等

産業上の使用者名	質問状等の送付日	質問状回答日（調査項目 A）	質問状回答延長要望（調査項目 B～D）	質問状回答日（調査項目 B～D）
令和 7 年 12 月 25 日に産業上の使用者質問状を送付した産業上の使用者 質問状回答期限：令和 8 年 2 月 6 日 回答期限の延長の要望期限：令和 8 年 1 月 30 日 延長後の回答期限：令和 8 年 2 月 20 日				
(a) 【産業上の使用者 A】	12/25	回答無し	－	回答無し
(b) 【産業上の使用者 B】	12/25	回答無し	－	回答無し
(c) 【産業上の使用者 C】	12/25	2/6	－	2/6
(d) 【産業上の使用者 D】	12/25	1/13	－	1/13
(e) 【産業上の使用者 E】	12/25	2/4	－	2/4
(f) 【産業上の使用者 F】	12/25	回答無し	－	回答無し
(g) 【産業上の使用者 G】	12/25	回答無し	－	回答無し
(h) 【産業上の使用者 H】	12/25	回答無し	－	回答無し
(i) 【産業上の使用者 I】	12/25	回答無し	－	回答無し
(j) 【産業上の使用者 J】	12/25	2/3	－	2/3
(k) 【産業上の使用者 K】	12/25	2/5	－	2/5
(l) 【産業上の使用者 L】	12/25	回答無し	－	回答無し
(m) 【産業上の使用者 M】	12/25	回答無し	－	回答無し
(n) 【産業上の使用者 N】	12/25	回答無し	－	回答無し
(o) 【産業上の使用者 O】	12/25	回答無し	－	回答無し
(p) 【産業上の使用者 P】	12/25	回答無し	－	回答無し
(q) 【産業上の使用者 Q】	12/25	回答無し	－	回答無し
(r) 【産業上の使用者 R】	12/25	回答無し	－	回答無し
(s) 【産業上の使用者 S】	12/25	回答無し	－	回答無し
(t) 【産業上の使用者 T】	12/25	回答無し	－	回答無し
(u) 【産業上の使用者 U】	12/25	回答無し	－	回答無し
(v) 【産業上の使用者 V】	12/25	1/30	－	1/30
(w) 【産業上の使用者 W】	12/25	回答無し	－	回答無し
(x) 【産業上の使用者 X】	12/25	回答無し	－	回答無し

[33] 【産業上の使用者 M】、【産業上の使用者 T】

(y) 【産業上の使用者 Y】	12/25	回答無し	－	回答無し
(z) 【産業上の使用者 Z】	12/25	回答無し	－	回答無し
(aa) 【産業上の使用者 AA】	12/25	回答無し	－	回答無し
(ab) 【産業上の使用者 AB】	12/25	回答無し	－	回答無し
(ac) 【産業上の使用者 AC】	12/25	1/29	－	1/29
(ad) 【産業上の使用者 AD】	12/25	回答無し	－	回答無し
(ae) 【産業上の使用者 AE】	12/25	回答無し	－	回答無し

１－５－２　質問状回答書の不備等の指摘

(32)　本邦生産者質問状及び産業上の使用者質問状の回答書を受領後、当該各回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、次のとおり、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思及び回答内容の不備等に係る指摘事項を踏まえて改めた回答書（以下「不備改め版回答書」という。）を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める旨を通知（以下「不備指摘」という。）し、これに対する不備改め版回答書の提出を求めた。

この際、特段の理由なく回答期限内に不備改め版回答書の提出がない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

(33)　本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況については、**「表８　本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況」**のとおりであった。

表８　本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況

本邦生産者及び産業上の使用者	不備指摘送付日	不備改め版回答書（添付資料を含む。）提出日
＜本邦生産者＞		
AGC	4/8（1 回目） 5/18（2 回目） 6/8（3 回目）	4/22（1 回目） 6/1（2 回目） 6/22（3 回目）
大阪ソーダ	4/8（1 回目） 5/18（2 回目） 6/8（3 回目）	4/22（1 回目） 6/1（2 回目） 6/22（3 回目）
東亞合成	4/8（1 回目）	4/22（1 回目）

	5/18（2 回目） 6/8（3 回目）	6/1（2 回目） 6/22（3 回目）
＜産業上の使用者＞		
【産業上の使用者 C】[34]	4/8（1 回目）	回答なし
【産業上の使用者 D】	4/8（1 回目）	4/9（1 回目）
【産業上の使用者 E】	4/8（1 回目） 5/13（2 回目）	4/22（1 回目） 5/27（2 回目）
【産業上の使用者 J】	4/8（1 回目） 5/13（2 回目）	4/22（1 回目） 5/27（2 回目）
【産業上の使用者 K】	4/8（1 回目） 5/13（2 回目）	4/21（1 回目） 5/18（2 回目）
【産業上の使用者 V】	4/8（1 回目）	4/22（1 回目）
【産業上の使用者 AC】	4/8（1 回目） 5/13（2 回目）	4/22（1 回目） 5/19（2 回目）

１－５－３　本邦生産者への追加質問状等の送付等

(34)　令和 8 年 6 月 26 日、本邦生産者[35]に対して、「不当廉売関税の課税期間の延長に関する追加調査への協力のお願い（利害関係者共通）」（以下「お願い紙（利害関係者用）」という。）及び「本邦生産者に対する追加質問状」（以下「本邦生産者追加質問状」という。）を送付し、期限を定めて回答を求めるとともに、「お願い紙（利害関係者用）」において「「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

(35)　本邦生産者追加質問状に関して、質問状回答書の提出期限である令和 8 年 7 月 10 日までに、本邦生産者[36]から質問状回答書の提出があった。

(36)　本邦生産者追加質問状の送付状況、及びこれに対する回答書の提出状況の詳細については、**「表 9　本邦生産者追加質問状等の送付及び回答の状況」**のとおりであった。

表 9　本邦生産者追加質問状等の送付及び回答の状況

本邦生産者	追加質問状送付日	追加質問状回答日
AGC	6/26	7/10

[34] 不備改め版回答書の提出が無いため、採用しなかった。
[35] AGC、大阪ソーダ、東亞合成
[36] AGC、大阪ソーダ、東亞合成

大阪ソーダ	6/26	7/9
東亞合成	6/26	7/10

１－５－４　代替国[37]に係る選定通知の送付等

(37)　調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国価格」という。）を用いることができるとされている[38]。

１－５－４－１　代替国に係る選定通知（1 回目）

(38)　令和 7 年 12 月 25 日、調査当局が知り得た全ての中国供給者 11 者、中国供給者団体 1 者[39]、輸入者 4 者、本邦生産者 4 者及び申請者並びに中国政府に対して、「「大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見の求めについて」（以下「代替国選定 1 回目通知」という。）を通知し、中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補及びその選定理由について、**「表 10　代替国の候補及びその選定理由」**を示すとともに、意見を求めた。

表 10　代替国の候補及びその選定理由

代替国の候補（※候補順に記載）	代替国候補の選定理由
アルゼンチン共和国、メキシコ合衆国、ロシア連邦、ブラジル連邦共和国、タイ王国、ヨルダン・ハシェミット王国、インド共和国、チェコ共和国、台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）、スペイン王国、大韓民国、イタリア共和国、フランス共和国、カナダ、ドイツ連邦共和国、ベルギー王国、スウェーデン王国、アメリカ合衆国、日本国	日本国政府が調査したところ、左記 19 か国・地域（以下「代替国」という。）において水酸化カリウムの生産及び販売が行われていると考えられることから、代替国候補として選定した。

(39)　代替国選定 1 回目通知に対して、意見の提出期限である令和 8 年 1 月 14 日[40]までに、意見

[37]　台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域も政令第 2 条第 1 項第 4 号における「国」と取り扱う。

[38]　世界貿易機関への中華人民共和国の加入に関する議定書（以下「中国 WTO 加盟議定書」という。）及び政令第 2 条第 3 項

[39]　中国無機塩工業協会

[40]　令和 8 年 1 月 14 日に通知した者に対する意見の提出期限

の提出はなかった。

１－５－４－２　代替国に係る選定通知（2 回目）

(40)　令和 8 年 2 月 10 日、調査当局が知り得た全ての中国供給者 11 者、中国供給者団体 1 者、輸入者 4 者、本邦生産者 4 者及び申請者並びに中国政府に対して、「大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」（以下「代替国選定 2 回目通知」という。）を通知し、各代替国の候補における令和 5 年（2023 年）又は令和 6 年（2024 年）の 1 人当たりの GNI[41]が中国に近い順に優先順位[42]を付け、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者（以下「代替国供給者」という。）29 者を記載した**「表 11　代替国候補の優先順位リスト」**[43]を示すとともに、「全ての代替国候補の生産者に対して、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する」旨等を明示し、代替国の候補等について意見を求めた。

また、これら代替国候補について、日本国政府は、「複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用すること、同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、日本国政府が適当と判断した生産者の情報を使用することとする」旨を明示した。

表 11　代替国候補の優先順位リスト

優先順位	代替国の候補	代替国供給者の名称
1 位	アルゼンチン共和国	Transclor S.A.
2 位	メキシコ合衆国	Rot Quimica
3 位	ロシア連邦	Soda-Chlorate Ltd.
		HaloPoylmer
4 位	ブラジル連邦共和国	Katrium INDÚSTRIAS QUÍMICAS S.A.
5 位	タイ王国	AGC Vinythai Public Company Limited
6 位	ヨルダン・ハシェミット王国	JORDAN BROMINE
7 位	インド共和国	The Andhra Sugars Limited
		TGV SRAAC LIMITED
		Gujarat Alkalies and Chemicals Limited
8 位	チェコ共和国	SPOLCHEMIE
9 位	台湾	TAIWAN PULP&PAPER CORPORATION
		Yee Fong Chemical & Industrial Co., Ltd.

41　調査当局が収集及び分析した関係証拠「1 人当たりの GNI（2023 年又は 2024 年）」

42　日本国に関しては、調査の過程で、日本国以外の国の生産者に関する情報が使用できない場合も考えられることから、代替国候補としたが、調査を実施する当事国であることを考慮し、優先順位を最後とした。

43　「表 11　代替国候補の優先順位リスト」に示した調査当局が知り得た全ての代替国供給者 29 者のうち、UNID に対しては供給者質問状等を送付していることから、代替国質問状等を送付していない。

10 位	スペイン王国	Ercros S.A
11 位	大韓民国	UNID
12 位	イタリア共和国	ALTAIR CHEMICAL S.r.l.
13 位	フランス共和国	Vynova PPC
14 位	カナダ	ERCO Worldwide
15 位	ドイツ連邦共和国	Neolyse Ibbenbüren GmbH
16 位	ベルギー王国	INEOS INOVYN
		VYNOVA BELGIUM
17 位	スウェーデン王国	Fred Holmberg & Co AB
		Nouryon Pulp and Performance Chemicals AB
18 位	アメリカ合衆国	INEOS KOH Inc.
		Olin Corporation
		Occidental Chemical Corporation
19 位	日本国	AGC
		大阪ソーダ
		東亞合成

(41)　代替国選定 2 回目通知に対して、意見の提出はなかった。

(42)　代替国選定 1 回目通知及び代替国選定 2 回目通知の送付状況並びにそれらに対する意見書の提出状況については、**「表 12　利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況」**のとおりであった。

表 12　利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況

利害関係者名	1 回目通知		2 回目通知	
	送付日	意見の提出日	送付日	意見の提出日
UNID Jiangsu Chemical Co., Ltd.	12/25	－	2/10	－
Jiangsu OCI Chemical Co., Ltd.	12/25	－	2/10	－
UNID (Sichuan) New Materials Co., Ltd.	12/25	－	2/10	－
UNID(Shanghai) Enterprise Management Co., Ltd.	12/25	－	2/10	－
UNID (Hubei) New Materials Co., Ltd.	12/25	－	2/10	－
Tangshan Sunfar Silicon Industries Co., Ltd.	12/25	－	2/10	－
Taurus Potash Company, JZEG Xingtai Mining Group Co., Ltd.	12/25	－	2/10	－
Huarong Chemical Co., Ltd.	12/25	－	2/10	－
Inner Mongolia Ruida Taifeng Chemical Co., Ltd.	12/25	－	2/10	－
Jiangxi Zhangfeng Chemical Co., Ltd.	12/25	－	2/10	－

Qinghai Salt Lake Industry Co., Ltd.	12/25	－	2/10	－
中国無機塩工業協会	12/25	－	2/10	－
伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社	12/25	－	2/10	－
日星産業株式会社	12/25	－	2/10	－
株式会社マルー	12/25	－	2/10	－
善ケミカル株式会社	12/25	－	2/10	－
AGC	12/25	－	2/10	－
大阪ソーダ	12/25	－	2/10	－
東亞合成	12/25	－	2/10	－
日本曹達	12/25	－	2/10	－
カリ電解工業会	12/25	－	2/10	－

１－５－４－３　代替国候補の供給者への代替国質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

(43)　令和 8 年 2 月 4 日及び同月 27 日、「**表 13　代替国候補の供給者への代替国質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等**」に示した調査当局が知り得た代替国供給者 31 者 に対し、「水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する調査への協力のお願い」（以下「お願い紙（代替国）」という。）、調査対象期間中に調査対象貨物と同種の貨物を生産したか否か及び輸出したか否か並びに本調査へ協力するか否か等を確認するための「水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票」並びに「代替国の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「代替国質問状」という。）を送付し、協力を求めた。

(44)　代替国候補の供給者への代替国質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等については、**「表 13　代替国候補の供給者への代替国質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおりであった。

なお、代替国質問状（調査項目 B～D）に係る回答の提出期限の延長の申出については、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

表 13　代替国候補の供給者への代替国質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等

優先順位	代替国の候補	代替国供給者の名称	送付日	確認票回答提出日	確認票回答内容				質問状回答提出日（調査項目 A）	質問状回答延長要望（調査項目 B、C 及び D）	質問状回答提出日（調査項目 B、C 及び D）
					輸出実績	生産実績	質問状回答	現地調査受入			

①令和８年２月４日に代替国質問状等を送付した代替国供給者

質問状回答期限：令和８年３月 13 日

回答期限の延長の要望期限：令和８年３月６日

延長後の回答期限：令和８年３月 27 日

②令和８年２月 27 日に代替国質問状等を送付した代替国供給者[44]

質問状回答期限：令和８年４月６日

回答期限の延長の要望期限：令和８年３月 30 日

延長後の回答期限：令和８年４月 20 日

1位	アルゼンチン共和国	Transclor S.A.	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
2位	メキシコ合衆国	Rot Quimica	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
3位	ロシア連邦	Soda-Chlorate Ltd.	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
		HaloPoylmer	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
4位	ブラジル連邦共和国	Katrium INDÚSTRIAS QUÍMICAS S.A.	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
5位	タイ王国	AGC Vinythai Public Company Limited	2/4	2/18	有	有	する	受入可	3/13	3/5	3/27
6位	ヨルダン・ハシェミット王国	JORDAN BROMINE	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
7位	インド共和国	The Andhra Sugars Limited	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
		TGV SRAAC LIMITED	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
		Gujarat Alkalies and Chemicals	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し

[44] OQEMA s.r.o.、Brenntag CR s.r.o.

		Limited									
8位	チェコ共和国	SPOLCHEMIE	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
		OQEMA s.r.o.	2/27	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
		Brenntag CR s.r.o.	2/27	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
9位	台湾	TAIWAN PULP&PAPER CORPORATION	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
		Yee Fong Chemical & Industrial Co., Ltd.	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
10位	スペイン王国	Ercros S.A	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
12位	イタリア共和国	ALTAIR CHEMICAL S.r.l.	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
13位	フランス共和国	Vynova PPC	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
14位	カナダ	ERCO Worldwide	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
15位	ドイツ連邦共和国	Neolyse Ibbenbüren GmbH	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
16位	ベルギー王国	INEOS INOVYN	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
		VYNOVA BELGIUM	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
17位	スウェーデン王国	Fred Holmberg & Co AB	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
		Nouryon Pulp and Performance	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し

		Chemicals AB									
18位	アメリカ合衆国	INEOS KOH Inc.	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
		Olin Corporation	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
		Occidental Chemical Corporation	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
19位	日本国	AGC	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
		大阪ソーダ	2/4	回答無し	－	－	－	－	回答無し	－	回答無し
		東亞合成	2/4	2/18	有	有	する	受入可	3/13	2/20	3/27

１－５－５　代替国候補の供給者への不備指摘の送付及びこれに対する不備改め版回答の状況等

(45)　調査当局は、代替国候補の供給者からの代替国質問状への回答を受領後、当該回答について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、代替国供給者２者[45]に対し、令和８年６月１日、当該箇所を明示し、不備指摘を送付し、これに対する不備改め版回答を求めた。

(46)　不備指摘に対し、当該代替国供給者２者から、提出期限である令和８年６月15日までに、不備改め版回答の提出があった。

１－５－６　証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

１－５－６－１　証拠の提出及び証言[46]

(47)　証拠の提出に関して、その期限である令和８年３月25日までに、供給者１者から**「表 14 証拠の提出」**のとおり証拠の提出があった。

表 14　証拠の提出

提出者	提出日
UNID	3/25

[45] AGC Vinythai Public Company Limited、東亞合成
[46] 政令第10条第１項及び第10条の２第１項

(48)　証言に関して、その申出の期限である令和 8 年 3 月 11 日までに、証言の申出をした利害関係者はいなかった。

１－５－６－２　対質の申出[47]

(49)　対質の申出に関して、その期限である令和 8 年 4 月 27 日までに、供給者 1 者から、**「表 15　対質の申出」**のとおり対質の申出があった。

表 15　対質の申出

提出者	提出日
UNID	4/27

(50)　上記(49) の供給者 1 者による対質の申出については、対質の相手方の同意が得られず、対質は実施しなかった。

１－５－６－３　意見の表明[48]

(51)　意見の表明に関して、その期限である令和 8 年 4 月 27 日までに、供給者 1 者及び産業上の使用者 1 者から、**「表 16　意見の表明」**のとおり意見の表明があった。

表 16　意見の表明

提出者	提出日
＜供給者＞	
UNID	4/23
＜産業上の使用者＞	
【産業上の使用者 B】	4/24

(52)　【産業上の使用者 B】より、本邦生産品よりも安価な海外供給品を調達できたことで、収支改善ができた。そのため、市場競争環境の維持や、災害時の調達などを想定すると、本邦生産者からの調達に限らずに、海外供給者との取引関係の維持が必要であり、長期的かつ広い視野で国内水酸化カリウムの市場・発展の為には、不当廉売関税の課税の継続は不要であるとの意見の表明[49]があった。

しかし、上記意見は、上記**「１－３　調査の対象とした事項の概要」**に記載した本調査の

[47] 政令第 12 条第 1 項
[48] 政令第 12 条の 2 第 1 項
[49] 意見の表明（【産業上の使用者 B】　令和 8 年 4 月 24 日）

対象とした事項（不当廉売がされた指定貨物の輸入又は不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項）に関する意見に当たらないため、当該意見は考慮しない。

１－５－６－４　情報の提供[50]

(53)　情報の提供に関して、その期限である令和８年４月 27 日までに、産業上の使用者３者[51]から**「表 17　情報の提供」**のとおり情報の提供があった。なお、【産業上の使用者 D】及び【産業上の使用者 T】からは、産業上の使用者からの確認票回答が提出されたため、これを情報の提供として受領した。

表 17　情報の提供

提出者	提出日
【産業上の使用者 B】	4/24
【産業上の使用者 D】	1/13
【産業上の使用者 T】	1/14

１－５－７　現地調査

１－５－７－１　本邦生産者に対する現地調査の実施

(54)　上記(28)及び(36)の本邦生産者質問状（追加質問状含む）回答書を提出した本邦生産者３者のうち２者[52]に対して、令和８年６月 19 日、**「表 18　現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」**のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「「大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

(55)　これに対して、本邦生産者２者から回答期限である令和８年６月 26 日までに、提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。

(56)　現地調査の受入れに同意した現地調査対象者に対して、令和８年７月 17 日、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「「大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査」に係る現地調査の実施に

50　政令第 13 条第１項
51　【産業上の使用者 B】、【産業上の使用者 D】、【産業上の使用者 T】
52　AGC、東亞合成

ついて」を送付[53]し、**「表 18　現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」**のとおり現地調査を実施した。

表 18　現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	実施日
東亞合成	6/19	6/24	7/16	8/3
AGC	6/19	6/24	7/16	8/5、8/6

１－５－７－２　代替国供給者に対する現地調査の実施

(57)　上記(45)の代替国質問状回答書を提出した代替国供給者 2 者[54]に対して、令和 8 年 6 月 19 日、**「表 19　現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況」**のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「「大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）」に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

(58)　これに対して、代替国供給者 2 者から回答期限である令和 8 年 6 月 26 日までに、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。

(59)　代替国供給者 1 者[55]から現地調査受入れの同意を得た後、【代替国に係る記述】に対して、代替国供給者 1 者[56]に対する現地調査の実施について通知[57]した。

(60)　現地調査の受入れに同意した現地調査対象者に対して、令和 8 年 7 月 10 日、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「「大韓民国産及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）」に係る現地調査の実施について」を送付[58]し、**「表 19　現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況」**のとおり現地調査を実施した。

53　ガイドライン 9. (1) 一 ②及び(3)
54　【企業名】、【企業名】
55　【企業名】
56　【企業名】
57　協定 6.7 及び同附属書 I 並びにガイドライン 9.(1)一①ハを準用
58　ガイドライン 9. (1) 一 ②及び(3)を準用

表 19　現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	実施日
【企業名】	6/19	6/24	7/10	7/28、7/29
【企業名】	6/19	6/24	7/10	7/30

１－５－７－３　本邦生産者及び代替国供給者に対する現地調査後の手続

(61)　調査当局は、現地調査終了後、各現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である本邦生産者 2 者及び代替国供給者 2 者に対して、各現地調査結果報告書を送付の上、期限を定めて、各現地調査結果報告書の内容に関して明らかな事実誤認があり修正を要望する場合は、修正を要望する箇所等の必要事項を記載した書面を提出するよう求めた。この際、提出された修正要望に係る各現地調査結果報告書への反映については、調査当局が当該修正要望の内容が適当であると認める場合に限ることを明示した。

(62)　現地調査結果報告書の送付及びこれに対する修正の要望の状況等は、**「表 20　現地調査結果報告書の送付及びこれに対する修正の要望の状況」**のとおりである。

(63)　調査当局は、各修正の要望の内容を検討し、その内容が適当であると認めたものに限り、各現地調査結果報告書を修正した。

表 20　現地調査結果報告書の送付及びこれに対する修正の要望の状況

対象者	現地調査結果報告書送付日	明らかな事実誤認による修正の要望書提出日
＜本邦生産者＞		
東亞合成	8/19	－
AGC	8/19	9/2
＜代替国供給者＞		
【企業名】	8/19	9/2
【企業名】	8/19	－

１－６　秘密の情報

(64)　利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）に係る秘密情報について、調査当局は、秘密の理由書の提出を求め、これを

受領[59]した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

１－７　証拠等の閲覧

(65)　利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した[60]。

１－８　開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

(66)　閲覧に供した質問状回答書等に係る秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について、利害関係者に対し意見を求めたが、これに対して、利害関係者から意見の提出はなかった。

(67)　利害関係者の閲覧に供するための開示版質問状回答書における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について、利害関係者等に対し次のとおり通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書（以下「開示版修正回答書」という。）及び秘密情報とした理由を見直し修正した秘密の理由書を提出する意思がある場合には、これらの資料を提出するよう求めた。

(68)　上記(67)の通知に対して、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出され、これを閲覧に供した。

(69)　本邦生産者及び産業上の使用者質問状回答書における開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘及び開示版修正回答書の提出状況については、**「表 21　本邦生産者及び産業上の使用者質問状回答書への開示範囲指摘の通知及び開示版修正回答書等の提出状況」**のとおりであった。

表 21　本邦生産者及び産業上の使用者質問状回答書への開示範囲指摘の通知及び開示版修正回答書等の提出状況

本邦生産者及び産業上の使用者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘の通知送付日	開示版修正回答書秘密の理由書等の提出日
＜本邦生産者＞		
AGC	4/8（1 回目）	4/22（1 回目）

[59] 協定 6.5、政令第 7 条第 6 項及び第 7 項並びに政令第 10 条第 1 項及び第 2 項
[60] 政令第 11 条

	5/18（2 回目）	6/1（2 回目）
大阪ソーダ	4/8（1 回目） 5/18（2 回目） 6/8（3 回目）	4/22（1 回目） 6/1（2 回目） 6/22（3 回目）
東亞合成	4/8（1 回目） 5/18（2 回目） 6/8（3 回目）	4/22（1 回目） 6/1（2 回目） 6/22（3 回目）
＜産業上の使用者＞		
【産業上の使用者 E】	4/8（1 回目） 5/13（2 回目）	4/22（1 回目） 5/27（2 回目）
【産業上の使用者 J】	指摘無し（1 回目） 5/13（2 回目）	－ 5/27（2 回目）
【産業上の使用者 K】	4/8（1 回目）	4/21（1 回目）

(70) 代替国質問状回答書における開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘及び修正版回答書の提出状況については、**「表 22　代替国質問状回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」**のとおりであった。

表 22　代替国質問状回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

代替国供給者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘の通知送付日	開示版修正回答書 秘密の理由書等の 提出日
AGC Vinythai Public Company Limited	6/1	6/15
東亞合成	6/1	6/15

１－９　知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

(71) 調査当局が知り得た供給者 12 者、輸入者 4 者、本邦生産者 4 者及び申請者に対して、質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

また、調査開始告示において、調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載した。財務省ホームページにおいては、調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で

申し出るとともに上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう求め、経済産業省ホームページにおいても、財務大臣から質問状の送付を受けていない利害関係者等のうち、本件調査に参加する意思を表明しようとする者は、指定された連絡先に問い合わせるよう求めたほか、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになることを明示した。

２　不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

２－１　不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実

２－１－１　総論

２－１－１－１　調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方

２－１－１－１－１　調査対象貨物

(72)　調査対象貨物は、韓国及び中国で生産され本邦に輸出された水酸化カリウムであり、当該貨物の詳細は、上記**「１－１　調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国」**に記載したとおりである。

２－１－１－１－２　調査対象貨物と比較する同種の貨物

(73)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである水酸化カリウム、又はそのような水酸化カリウムがない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する水酸化カリウムとした。

２－１－１－２　不当廉売差額の基本的考え方

(74)　不当廉売差額は、調査対象期間に本邦へ輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする[61]こととした。

(75)　不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する[62]こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて[63]、不当廉売差額を算出することとした。

(76)　輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給

[61] 協定 2.2、法第 8 条第 1 項、政令第 2 条及びガイドライン 7.
[62] 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10
[63] 協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 5 項並びにガイドライン 10.

者の工場渡し[64]の段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する[65]こととした。調整は、実際の取引価格を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価格から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、その他の間接販売費・一般管理費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

(77) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する[66]こととした。

２－１－１－３　正常価格の算出の基本的考え方

(78) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）[67]とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合[68]には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）[69]、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）[70]とすることとした。

(79) 正常価格の算出に当たっては、関連企業間の取引を除外し、非関連企業との取引を検討の対象とした。ただし、当該取引が関連企業間の取引を除く取引から算出される正常価格の 98%以上 102%以下の価格で行われる取引については、正常価格の算出に含める[71]こととした。

(80) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えた

---

[64] 工場渡しとは、販売者の工場で購入者の貨物を受け渡し、受渡し後の運賃等は購入者が負担する場合をいう。
[65] 協定 2.4、協定 2.4.2 及び政令第 2 条第 4 項
[66] 協定 2.4.1
[67] 政令第 2 条第 1 項第 1 号
[68] 政令第 2 条第 2 項
[69] 政令第 2 条第 1 項第 2 号
[70] 政令第 2 条第 1 項第 3 号
[71] ガイドライン 7.（4）一

ものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の 20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす[72]こととした。

２－１－１－４　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的な考え方

(81)　上記**「２－１－１－３　正常価格の算出の基本的考え方」**にかかわらず、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合[73]には、政令第 2 条第 3 項に基づき、代替国価格として同条第 1 項第 4 号の価格[74]を正常価格として使用することとした。

２－１－１－５　特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方

(82)　上記**「２－１－１－４　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的な考え方」**の市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとした[75]。

(ア) 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実

(イ) 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

(ウ) 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

(エ) 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

(オ) 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

---

[72] 協定 2.2.1

[73] 政令第 2 条第 3 項

[74] ① 代替国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格
② 当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格
③ 当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

[75] 中国 WTO 加盟議定書第 15 条(a)柱書き及び同(ｉ)、政令第 2 条第 3 項、ガイドライン 7.(6)一並びに調査開始告示九（一）

２－１－１－６　輸出価格の算出の基本的考え方

(83)　輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する[76]こととした。

(84)　輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする[77]こととした。

２－１－１－７　端数処理の基本的考え方

(85)　通貨の換算、不当廉売差額率及び加重平均に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第３位を四捨五入することとした。

２－１－２　韓国

２－１－２－１　韓国の供給者

(86)　調査当局は、上記**「１－５－１　質問状等の送付及び回答の状況」**に記載のとおり、供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報は提供されなかった。

２－１－２－１－１　UNID

２－１－２－１－１－１　正常価格

(87)　上記**「１－５－１－１　供給者への供給者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、UNID に対し、確認票及び供給者質問状を送付したものの、指定した回答期限内に必要な情報は提供されなかったことから、正常価格の算定にあたり、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき算定することとした。また、調査当局は、上記**「１－５－１　質問状等の送付及び回答の状況」**に記載のとおり、UNID 以外の供給者が存在するか確認したところ、UNID 以外の供給者に係る情報は提供されなかった。

---

[76] 協定 2.1 及び法第 8 条第 1 項
[77] 協定 2.3、協定 2.4、法第 8 条第 36 項、政令第 3 条及びガイドライン 7.(3)

(88)　したがって、申請書において正常価格とされている韓国国内販売価格を、UNID の正常価格として採用することとした。当該価格は、第三者調査機関が韓国の生産者の韓国国内における水酸化カリウムの販売価格を調査した結果に基づくものであるところ、調査当局は、当該証拠を認定に用いるにあたり、特に慎重に検証[78]を行った。

具体的には、調査当局は、当初質問状に対する本邦生産者の回答[79]及び調査当局が収集及び分析した関係証拠[80]との整合性を検証したが、当該価格と矛盾する記載は認められなかった。また、申請書には【国内販売価格に係る内容】[81]も示されているところ、これと比較しても、当該価格はより保守的な水準にあると認められた。

第三者調査機関による調査結果は、申請者やその関係企業が独自に収集した情報と比較して、相対的に高い客観性を有すると認められる。また、当該価格は他の証拠と整合しており、かつ個別に収集された国内販売価格情報と比較しても保守的な水準にある。したがって、当該価格を正常価格として用いることは適切であると判断した。

(89)　以上を踏まえ、正常価格は、液体品については、1 固形 kg 当たり【数値】韓国ウォン、固形品については 1kg 当たり【数値】韓国ウォンとなった[82]。

なお、液体品については、水酸化カリウム含有率 100%の固形品に換算した数量である（以下、この章において「固形 kg」と表記する。）。

２－１－２－１－１－２　本邦向け輸出価格

(90)　上記**「１－５－１－１　供給者への供給者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**のとおり、UNID から必要な情報の回答が得られなかった。また、上記**「２－１－２－１　韓国の供給者」**に記載のとおり、その他必要な情報は提供されなかったことから、本邦向け輸出価格については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき算定することとした。

(91)　本邦向け輸出価格については、調査対象期間に韓国から本邦に輸入された調査対象貨物の輸入価格（CIF 価格）[83]から、申請書に記載された輸出諸掛[84]、国際運賃[85]及び国際保険料[86]を控除したものである。その結果、輸出価格は、液体品については、1 固形 kg 当たり【数値】韓国ウォン、固形品については 1kg 当たり【数値】韓国ウォンとなった。

---

78 協定附属書Ⅱ7.
79 本邦の生産者に対する質問状（AGC）添付資料 C-4-5-①から C-4-5-④
80 調査当局が収集及び分析した関係証拠「UNID 事業報告書（2025）」
81 申請書（別紙 52）
82 申請書（別紙 13）
83 代替国現地調査提出資料（【企業名】）
84 申請書（別紙 23）
85 申請書（別紙 24 及び別紙 25）
86 申請書（別紙 26）

２－１－２－１－１－３　通貨の換算

(92)　不当廉売差額の算出のための価格比較において、輸出価格については、輸出価格算出の基礎となった財務省貿易統計は日本円建てであり、また、輸入価格から控除すべき項目については、申請書において米ドル建て及び日本円建てのものがあることから、それぞれ三菱 UFJ 銀行公表の月次平均レートに基づく調査対象期間中の平均レートを用いて韓国ウォンに換算した。

２－１－２－１－１－４　不当廉売差額率

(93)　不当廉売差額は、上記**「２－１－２－１－１－１　正常価格」**において算出した正常価格と**「２－１－２－１－１－２　本邦向け輸出価格」**において算出した輸出価格との差額として算出したところ、液体品については 1 固形 kg 当たり【数値】韓国ウォン、固形品については 1kg 当たり【数値】韓国ウォンとなった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、液体品【数値】%、固形品【数値】%となり、これら液体品と固形品の不当廉売差額率を各輸出数量（液体品については水酸化カリウム含有率 100%に換算後の数量）[87]で加重平均すると、**「表 23　不当廉売差額率（UNID）」**のとおり 100.38%となり、算出された不当廉売差額率は、当初調査において認定された不当廉売差額率を上回る水準となっていることが認められた。

表 23　不当廉売差額率（UNID）

	不当廉売差額率（%）
UNID	100.38

２－１－２－１－２　その他の供給者

２－１－２－１－２－１　不当廉売差額率

(94)　UNID 以外の供給者については、上記**「２－１－２－１　韓国の供給者」**に記載のとおり、必要な情報は提供されなかったことから、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき不当廉売差額率を算出することとし、特定されていないその他の供給者が供給する水酸化カリウムについては、上記**「２－１－２－１－１－４　不当廉売差額率」**における UNID の不当廉売差額率と同率を適用した。

２－１－２－２　韓国に係る不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結

[87] 代替国現地調査提出資料（【企業名】）

論

(95)　上記**「２－１－２－１－１－４　不当廉売差額率」**及び**「２－１－２－１－２－１　不当廉売差額率」**に記載のとおり、韓国の供給者について、韓国を原産地とする不当廉売がされた水酸化カリウムの輸入の事実が認められた。

２－１－３　中国

２－１－３－１　市場経済の条件が浸透している事実

２－１－３－１－１　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討

(96)　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、上記**「２－１－１－５　特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方」**に記載のとおり、市場経済の条件が浸透している事実について検討することとしたところ、上記**「１－５－１－２　調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**に記載のとおり、中国のいずれの供給者からも、市場経済確認票及び市場経済質問状の回答の提出はなかった。

２－１－３－１－２　市場経済の条件が浸透している事実に関する結論

(97)　上記**「２－１－３－１－１　市場経済の条件が浸透している事実に関する検討」**に記載のとおり、中国のいずれの供給者からも、市場経済確認票及び市場経済質問状の回答の提出はなかったため、上記**「２－１－１－５　特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方」**に掲げた事実があることを明確に示すことができているとは認めることができず、生産者が、中国の水酸化カリウム産業において市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができているとは認められなかった。

以上のことから、調査当局は、政令第２条第３項の規定に基づき、正常価格として代替国価格を用いることとした。

２－１－３－２　代替国候補の選定及び正常価格

２－１－３－２－１　代替国候補の選定

(98)　中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国価格を用いる可能性を考慮し、上記**「１－５－４－１　代替国に係る選定通知（1 回目）」**のとおり、調査当局が知り得た全ての中国供給者 11 者、中国供給者団体１者、輸入者４者、本邦生産者４者及び申請者並びに中国政府に対して、「代替国選定１回目通知」を送付したところ、これに対する意

見は提出されなかった。

また、上記**「１－５－４－２　代替国に係る選定通知（2 回目）」**のとおり、調査当局が知り得た全ての中国供給者 11 者、中国供給者団体 1 者、輸入者 4 者、本邦生産者 4 者及び申請者並びに中国政府に対して、各代替国候補における 1 人当たりの GNI が中国に近い順に基づき優先順位をつけた「代替国選定 2 回目通知」を送付したところ、これに対する意見は提出されなかった。

(99)　上記(98)を踏まえ、上記**「１－５－４－３　代替国候補の供給者への代替国質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**に記載のとおり、調査当局が知り得た代替国供給者に対し代替国質問状等を送付したところ、2 者から代替国質問状回答書が提出された。

(100)　上記(99)を踏まえ、上記**「１－５－４－２　代替国に係る選定通知（2 回目）」**の**「表 11 代替国候補の優先順位リスト」**に基づき検討した結果、優先順位の高い国を代替国とすることにした。

調査対象貨物は、水酸化カリウムの液体品及び固形品であるところ、最も優先順位の高い代替国として選定した国に所在する代替国質問状に回答した代替国供給者 1 者は、液体品のみを生産しており固形品を生産していないことから、当該代替国供給者の液体品に係る情報を採用することとした。固形品については、2 番目に優先順位の高い代替国として選定した国に所在する代替国質問状に回答した代替国供給者 1 者が固形品を生産していることから、当該代替国供給者の情報を採用することとした。

２－１－３－２－２　代替国の正常価格

(101)　代替国として選定した国に所在する代替国質問状に回答した代替国供給者 2 者は、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っており、代替国における調査対象貨物と比較可能な貨物の生産費に当該比較可能な貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費（梱包費及び販売直接費（物品運送費）を除く。以下同じ。）及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「代替国構成価格」という。）[88]を正常価格として採用することとした。

(102)　代替国構成価格の算出に当たり、生産費（原材料費、労務費及び経費）及び利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費については、調査対象期間における当該代替国における生産者の回答[89,90]を用いた。

(103)　通常の利潤については、次のとおり算出した。

---

88 政令第 2 条第 1 項第 4 号
89 代替国質問状回答書（【企業名】）、代替国現地調査提出資料（【企業名】）
90 代替国質問状回答書（【企業名】）、代替国現地調査提出資料（【企業名】）

(104)　まず、代替国供給者の調査対象貨物に係る製品売上高から梱包費及び販売直接費（物品運送費）を控除し、その金額を販売数量で除して工場渡し単価を算出した。次に、調査対象貨物に係る生産費用から梱包費及び販売直接費（物品運送費）を控除し、その金額を完成品数量で除して生産費用単価を算出した。両者の差額を利潤とした。

続いて、当該利潤を生産費用単価で除して対生産費用利潤率を算出し、その利潤率を(102)で算出した 1kg 当たりの生産費用（生産費、管理費、販売経費及び一般的な経費の合計）に乗じることにより、1kg 当たりの利潤額を算出し、それを通常の利潤とした。

(105)　代替国の正常価格は、液体品と固形品に分けて算出した。上記(102)から(104)までにより代替国構成価格を算出したところ、液体品の正常価格は、1 固形 kg 当たり【数値】人民元となり、固形品の正常価格は、1kg 当たり【数値】人民元となった。

(106)　調査期間中の中国の第三国向け輸出の液体品と固形品の輸出比率に関する情報を利害関係者や公的統計から入手できなかったことから、液体品と固形品の正常価格を加重平均するに当たっては、前回調査の液体品と固形品の輸出比率[91]を採用することとした。同比率で上記正常価格を加重平均したところ、1 固形 kg 当たり【数値】人民元（1kg 当たり【数値】人民元）となった。

２－１－３－２－３　通貨の換算

(107)　不当廉売差額の算出のための価格比較において、正常価格については、代替国供給者 2 者の正常価格を、それぞれ三菱 UFJ 銀行公表の月次レートに基づく調査対象期間中の平均レートを用いて中国人民元に換算した。

２－１－３－３　中国の供給者

(108)　調査当局は、上記**「１－５－１　質問状等の送付及び回答の状況」**に記載のとおり、供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報は提供されなかった。

２－１－３－３－１－１　本邦向け輸出価格

(109)　上記**「１－５－１－１　供給者への供給者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**に記載のとおり、中国供給者 11 者から必要な情報の回答が得られなかった。また、上記**「２－１－３－３　中国の供給者」**に記載のとおり、その他必要な情報は提供されなかった

[91] 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国から第三国への輸出実績（延長調査申請書（別紙 32））」

ことから、本邦向け輸出価格については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて算出することとした。

(110)　調査対象期間において、中国から本邦への輸出実績は確認されなかった。一方、第三国向け輸出実績は確認されたことから、当該輸出価格については、中国の貿易統計に基づき算出した第三国向け輸出価格から輸出諸掛[92]を控除して算定した。その結果、輸出価格は、1kg 当たり【数値】人民元となった。

２－１－３－３－１－２　通貨の換算

(111)　不当廉売差額の算出のための価格比較において、輸出価格については、液体品及び固形品の輸出価格算出の基礎となった申請書[93]に記載の価格は日本円建てであることから、三菱UFJ銀行公表の月次レートに基づく調査対象期間中の平均レートを用いて中国人民元に換算した。

２－１－３－３－１－３　不当廉売差額率

(112)　不当廉売差額は、上記**「２－１－３－２－２　代替国の正常価格」**において算出した正常価格と上記**「２－１－３－３－１－１　本邦向け輸出価格」**において算出した輸出価格との差額により算出した。その結果、1kg 当たり【数値】人民元となった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、**「表 24　不当廉売差額率（中国の供給者）」**のとおり、97.08%となった。

表 24　不当廉売差額率（中国の供給者）

	不当廉売差額率（%）
・UNID Jiangsu Chemical Co., Ltd. ・Jiangsu OCI Chemical Co., Ltd. ・UNID(Sichuan) New Materials Co., Ltd. ・UNID(Shanghai) Enterprise Management Co., Ltd. ・UNID(Hubei)New Materials Co., Ltd.	97.08

[92] 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国の水酸化カリウムの第三国向け輸出実績」、申請書（別紙 23）
[93] 申請書（別紙 33-1、33-2）

・Tangshan Sunfar Silicon Industries Co., Ltd. ・Taurus Potash Company, JZEG Xingtai Mining Group Co., Ltd. ・Huarong Chemical Co., Ltd. ・Inner Mongolia Ruida Taifeng Chemical Co., Ltd. ・Jiangxi Zhangfeng Chemical Co., Ltd. ・Qinghai Salt Lake Industry Co., Ltd.	

２－１－３－３－２　その他の供給者

２－１－３－３－２－１　不当廉売差額率

(113)　(112)以外の中国の供給者については、上記**「２－１－３－３　中国の供給者」**に記載のとおり、必要な情報が提供されなかったことから、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき不当廉売差額率を算出することとし、特定されていないその他の供給者が供給する水酸化カリウムについては、上記**「２－１－３－３－１－３　不当廉売差額率」**における不当廉売差額率と同率を適用した。

２－１－３－４　中国に係る不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

(114)　上記**「２－１－３－３－１－１　本邦向け輸出価格」**に記載のとおり、調査対象期間において中国から本邦に対する輸出実績がなかったことから、中国の供給者について、中国を原産地とする不当廉売がされた水酸化カリウムの輸入の事実は認められなかった。

なお、上記**「２－１－３－３－１－３　不当廉売差額率」**及び**「２－１－３－３－２－１　不当廉売差額率」**に記載のとおり、中国から第三国への輸出価格は、正常価格よりも安価であることが認められた。

２－２　不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

２－２－１　総論

(115)　**「２－１　不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実」**を踏まえ、不当廉売関税の課税期間満了後の不当廉売輸入の継続又は再発のおそれについて以下のとおり検討した。

２－２－２　韓国

(116)　上記**「２－１－２－２　韓国に係る不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論」**に記載のとおり、調査対象期間において、韓国の供給者が生産した水酸化カリウムの本邦への不当廉売輸入の事実が認められた。

(117)　調査当局は、さらに、韓国の供給者に係る以下の項目を検討の上、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、韓国の供給者が生産する水酸化カリウムの不当廉売輸入が継続するおそれについて、検討することとした。

①　供給者の余剰生産能力
②　供給者の将来の生産
③　韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在
④　追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在

(118)　なお、上記(117)の検討に当たっては、上記**「１－５－１－１　供給者への供給者質問状等の送付及びこれに対する回答の状況等」**に記載のとおり、韓国唯一の供給者である UNID から質問状に対する回答の提出がなかったことから、調査当局は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）により、認定を行った。

２－２－２－１　供給者の余剰生産能力

(119)　本邦生産者から提出された証拠[94]及び調査当局が収集及び分析した関係証拠「UNID 事業報告書（2025 年)」によると、水酸化カリウムの生産能力に関して、**「表 25　韓国における水酸化カリウムの生産能力、生産量及び稼働率推移」**のとおりである。UNID は、生産能力を令和 5 年に約 42,000 固形 MT 増強した。一方で、生産量は、令和 5 年に一時的に減少した後、令和 6 年及び令和 7 年には増産傾向が見られるものの、令和 3 年から令和 7 年にかけての生産量の増加幅は約 24,000 固形 MT であり、生産量の増加幅は生産能力の増加幅を下回っている。そのため、UNID の稼働率は令和 3 年から令和 7 年にかけて 2.9 ポイント低下しており、余剰生産能力は拡大傾向にあることが認められた。

表 25　韓国における水酸化カリウムの生産能力、生産量及び稼働率推移

[94] 本邦の生産者に対する質問状（AGC）添付資料 C-4-5-①から C-4-5-④

	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)
生産能力（固形 MT）	372,750	372,750	414,640	414,640	414,640
生産量（固形 MT）	318,566	330,633	312,337	345,135	342,545
稼働率	85.5%	88.7%	75.3%	83.2%	82.6%

（出所）当初質問状（AGC）添付資料 C-4-5-①から C-4-5-④並びに調査当局が収集及び分析した関係証拠「UNID 事業報告書（2025）」

２－２－２－２　供給者の将来の生産

(120)　調査当局が収集及び分析した関係証拠「CEO からのご挨拶（UNID）」[95]によれば、UNID は自社ウェブサイトにおいて、炭酸二カリウムと水酸化カリウム市場において世界 1 位を達成しており、グローバルリーダーとしての地位を確立するべく、生産能力の拡大を継続している旨を述べている。

(121)　UNID 事業報告書[96]においても、UNID は海外市場シェアの拡大を通じて、カリウム事業における市場支配力を強化する方針を示している。

(122)　また、上記**「２－２－２－１　供給者の余剰生産能力」**のとおり、UNID の稼働率は、令和 7 年において約 83%にとどまっており、増産可能な余地が存在している。

(123)　以上の状況を踏まえると、UNID は将来的に生産能力の拡大を志向していると解されるとともに、現有設備の余力に照らし、生産量の増産が可能な状況にあると認められる。

２－２－２－３　韓国の余剰生産能力を吸収できる韓国の国内市場の存在

(124)　韓国国内の水酸化カリウムの生産能力と国内需要の関係については、**「表 26　韓国における水酸化カリウムの生産能力及び国内需要量推移」**のとおり、令和 3 年から令和 7 年にかけて生産能力は約 42,000 固形 MT 増加した一方、国内需要量は【5,000-10,000】固形 MT 減少した。この結果、生産能力に占める国内需要量の割合は【20-30】%から【15-25】%へ【0-10】ポイント低下しており、生産能力に占める国内需要量の割合は低下していることが認められた。

表 26　韓国における水酸化カリウムの生産能力及び国内需要量推移

[95] 調査当局が収集及び分析した関係証拠「CEO からのご挨拶（UNID）」
[96] 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（AGC）（添付資料 C-4-5-①から C-4-5-④まで）及び調査当局が収集及び分析した関係証拠「UNID 事業報告書（2025）」

	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)
生産能力（固形 MT）	372,750	372,750	414,640	414,640	414,640
国内需要量（固形 MT）	【100】	【83】	【93】	【97】	【91】
生産能力に占める国内需要量の割合	【15-30%】	【15-30%】	【15-30%】	【15-30%】	【15-30%】

（出所）当初質問状（AGC）添付資料 C-4-5-①から C-4-5-④並びに調査当局が収集及び分析した関係証拠「UNID 事業報告書（2025）」及び調査当局が収集及び分析した関係証拠「Potassium Hydroxide - Global Market Share and Ranking Overall Sales and Demand Forecast 2026–2032」

（注）国内需要量欄の【　】は、令和 3 年を 100 とする指数である。

(125)　また、**「表 27　韓国における水酸化カリウムの将来の需要量推移」**のとおり、国内需要は将来にわたり横ばいで推移すると見込まれている。

表 27　韓国における水酸化カリウムの将来の需要量推移

	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)	令和 11 年 (2029)	令和 12 年 (2030)
国内需要量（固形 MT）	【104】	【105】	【110】	【104】	【101】

（出所）調査当局が収集及び分析した関係証拠「Potassium Hydroxide - Global Market Share and Ranking Overall Sales and Demand Forecast 2026–2032」

（注）各欄の【　】は、令和 7 年を 100 とする指数である。

(126)　以上を踏まえると、韓国国内において水酸化カリウム需要の大幅な増加を示す事情は見当たらず、韓国の供給者が保有する余剰生産能力を全て吸収し得るだけの国内需要の増加は見込まれないものと認められた。

２－２－２－４　追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在

(127)　申請者提出の第三者調査機関による水酸化カリウムの今後の需要予測[97]によれば、令和 8 年の全世界の水酸化カリウムの生産能力は 3,636,000 固形 MT、需要量は 2,691,000 固形 MT となる見込みであり、世界全体で供給余力を十分に吸収できる需要の存在は見込まれない。

(128)　また、同資料によれば、韓国と地理的に近接するアジア市場のうち、本邦のみが令和 3 年時点及び令和 8 年予想のいずれにおいても、需要量が生産量を上回る市場となっている[98]。他

[97] 申請書（別紙 30）
[98] 申請書（別紙 30）

方、本邦以外のアジア市場は生産量が需要量を上回る供給過剰の状態にある。したがって、韓国からの追加的な輸出を十分に吸収し得る市場が、本邦以外に明確に存在するとは認められない。

(129) 以上のとおり、世界全体として供給余力が存在し、アジア市場においても、日本以外に需要が生産を明確に上回る市場は見当たらない。このため、韓国の供給者が追加的な輸出について販売先を検討するに当たり、アジア市場において日本市場は相対的に有力な販売先であると考えられる。加えて、日本は韓国と地理的に近接しており、輸送コスト面でも相対的に有利であることから、韓国の供給者が日本市場に販売を拡大する誘因があるものと認められる。

２－２－２－５　不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討

(130) 供給者である UNID より、上記**「２－２－２－１　供給者の余剰生産能力」**に関連して、次のとおり、UNID の生産能力の増大は日本の市場と無関係である旨の意見の表明[99]があった。

(ア) UNID の生産能力増強は日本市場とは無関係である。申請者は、UNID が生産能力を拡大し、供給過剰を背景に地理的に近接する日本市場へ集中的に輸出することで、不当廉売が継続すると主張している。しかし、令和 2 年から令和 6 年にかけての UNID の輸出実績を見ると、日本向け輸出は一貫して総輸出量の【0.5-6】%から【0.5-6】%程度にとどまり、主な輸出先は東南アジア、インド、ヨーロッパ、南米及び北米である。これらの実績から、UNID の生産能力増強は規模の小さな日本市場を主な対象とするものではなく、輸出販売の大部分を占めているヨーロッパ及び東南アジア市場でのシェア確保を主眼としたものと言える。

(イ) 日本市場は規模が大きくなく生産能力増強のターゲット市場として適していない。また、日本は韓国産水酸化カリウムに不当廉売関税を賦課している唯一の国であり、輸出の自由度が低い市場である。こうした状況下で、UNID の生産能力増強が直ちに日本向け輸出の増加につながるとする申請者の主張には、合理性が認められない。

(ウ) 水酸化カリウムは炭酸カリなどのカリウム塩、化学肥料、アルカリ電池用電解質、液体石鹸、洗剤等の原料として使用されるため、製品の性質上、厳格な品質試験・認証が必要であり、需要の発生に応じて即時に供給量を拡大できる性質の製品ではない。この点からも、関税措置終了後に即座に輸入量が急増するとの想定は合理性を欠く。

(131) 上記(130)の UNID からの意見について、調査当局は次のとおり検討した。

[99] 意見の表明（UNID　令和 8 年 4 月 23 日）

(ア)　UNID の主張によれば、同社の生産能力増強はヨーロッパ及び東南アジア市場を主な対象とするものとのことである。しかし、UNID の生産能力増強の目的がヨーロッパ及び東南アジア市場をターゲットにしたものであることを裏付ける客観的な証拠は提出されていない。

また、UNID による生産能力の増強が、ヨーロッパ及び東南アジア市場におけるシェア確保を目的としたものであったとしても、その結果として生じた追加的な生産がそれらの市場のみで吸収されるとは限らない。不当廉売関税の課税中にも一定量の日本向け輸出が継続していたこと、また日本が韓国に地理的に近接しており輸送コスト面でも相対的に有利な市場であることを踏まえれば、課税満了後に日本向け輸出が継続又は増加する可能性があると認めることは合理的である。

(イ)　UNID は、生産能力増強分は不当廉売関税が課税される日本向けに輸出は行わず、不当廉売関税が課税されない日本以外の国への輸出を増やすと主張する。しかし、この主張は、本邦において不当廉売関税の課税が満了した場合には、日本向け輸出を増加させる余地があることを自認する趣旨とも解される。

(ウ)　水酸化カリウムは炭酸カリなどのカリウム塩、化学肥料、アルカリ電池用電解質、液体石鹸、洗剤等の原料として使用されるためには、厳格な品質試験・認証が必要であり、需要の発生に応じて即時に供給量を拡大できる性質の製品ではないという主張については、論拠が不明確で検証が困難である。

以上のことより、上記(130)の UNID の意見は採用できない。

２－２－２－６　韓国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売輸入が継続するおそれの結論

(132)　以上のとおり、韓国唯一の供給者である UNID は令和 5 年に生産能力を増強した一方で稼働率は令和 6 年、7 年ともに約 83%にとどまり、相当程度の余剰生産能力を有している。一方、韓国国内の将来の需要量は、横ばいで推移することが見込まれており、余剰生産能力を全て吸収できるものではないと考えられる。また、全世界の生産量も需要量を上回っていることから、韓国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場は存在しないと考えられる。特に、韓国と地理的に近接するアジア市場においては、本邦のみが需要量が生産量を上回る市場であることから、韓国の供給者にとって、日本市場は相対的に有力な輸出先となると考えられる。

(133)　また、韓国から本邦への輸出価格は、正常価格よりも安価であることから、韓国の供給者は、不当廉売関税の課税期間満了後も継続して、本邦に対して正常価格を下回る価格で輸出することが見込まれる。

(134)　したがって、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、韓国の供給者が生産する水酸化カリウムについて不当廉売輸入が継続するおそれがあるものと認められる。

２－２－３　中国

(135)　上記**「２－１－３－４　中国に係る不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論」**に記載のとおり、調査対象期間において中国から本邦に対する輸出実績がなかったことから、中国の供給者について、中国を原産地とする不当廉売がされた水酸化カリウムの輸入の事実は認められなかった。

　他方で、調査対象期間に、中国の供給者は第三国に対して水酸化カリウムの輸出を行っていた。中国の供給者の第三国向け輸出価格は、1kg 当たり【数値】人民元であり、上記**「２－１－３－２－２　代替国の正常価格」**に記載の正常価格である 1 固形 kg 当たり【数値】人民元（1kg 当たり【数値】人民元）よりも低いものであった。

(136)　調査当局は、さらに、中国の供給者に係る以下の項目を検討の上、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、中国の供給者が生産する水酸化カリウムの不当廉売輸入が再発するおそれについて、検討することとした。

①　供給者の余剰生産能力
②　供給者の将来の生産
③　中国の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在
④　追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在

２－２－３－１　供給者の余剰生産能力

(137)　申請者により提出された、第三者調査機関による水酸化カリウムの今後の需要予測[100]によると、**「表 28　中国における水酸化カリウムの生産能力、生産量及び稼働率」**のとおり、令和 3 年の生産能力は 1,218,000 固形 MT、同年の生産量は 807,000 固形 MT であり、中国の供給者は相当程度の余剰生産能力を有していた。また、令和 8 年の生産能力は 1,430,000 固形 MT、同年の生産量は 968,000 固形 MT と予測されており、中国の供給者には相当程度の余剰生産能力があることが見込まれる。

表 28　中国における水酸化カリウムの生産能力、生産量及び稼働率

	令和 3 年 (2021)	令和 8 年 (2026)
生産能力（固形 MT）	1,218,000	1,430,000

[100] 申請書（別紙 30）

生産量（固形 MT）	807,000	968,000
稼働率	66.3%	67.7%

（出所）申請書（別紙 30）

２－２－３－２　供給者の将来の生産

(138)　申請者により提出された第三者調査機関による水酸化カリウムの今後の需要予測[101]によると、上記**「表 28　中国における水酸化カリウムの生産能力、生産量及び稼働率」**のとおり、中国の水酸化カリウムの生産量は令和 3 年時点で 807,000 固形 MT であり、令和 8 年には 968,000 固形 MT となることが見込まれる。

(139)　また、申請者から提出された証拠[102]によると、中国の供給者である UNID (Hubei) New Materials Co., Ltd.は中国湖北省宜昌市の開発区と投資協議書を締結し、約 18 万トン規模の水酸化カリウム生産施設の建設を計画し、令和 7 年 1 月に約 9 万トンの生産能力を持つ生産施設の稼働を開始している。さらに、令和 9 年までに約 9 万トンの生産能力を持つ生産施設の建設が計画されている。

(140)　以上のとおり、今後、中国において水酸化カリウムの増産が見込まれる状況にあることが認められた。

２－２－３－３　中国の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在

(141)　中国国内の水酸化カリウムの国内需要については、**「表 29　中国における水酸化カリウムの国内需要量推移」**のとおり、増加傾向にあるものの、令和 3 年の生産能力に占める国内需要量の割合は【80-90】%であり、令和 8 年の生産能力に占める国内需要量の割合は【85-95】%と予測されており、中国国内市場は中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できる程度のものではないことが示されている。

表 29　中国における水酸化カリウムの国内需要量推移

	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)
国内需要量（固形 MT）	【100】	【104】	【103】	【113】	【123】

（出所）調査当局が収集及び分析した関係証拠「Potassium Hydroxide - Global Market Share and Ranking Overall Sales and Demand Forecast 2026–2032」

（注）各欄の【　】は、令和 3 年を 100 とする指数である。

101 申請書（別紙 30）
102 申請書（別紙 44-1、44-2、45）

(142)　また**「表 30　中国における水酸化カリウムの将来の需要量推移」**のとおり、国内需要は将来にわたり大幅に増加することは見込まれていない。

表 30　中国における水酸化カリウムの将来の需要量推移

	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)	令和 11 年 (2029)	令和 12 年 (2030)
国内需要量（固形 MT）	【106】	【111】	【114】	【112】	【116】

（出所）調査当局が収集及び分析した関係証拠「Potassium Hydroxide - Global Market Share and Ranking Overall Sales and Demand Forecast 2026–2032」

（注）各欄の【　】は、令和 7 年を 100 とする指数である。

(143)　以上を踏まえると、中国国内において水酸化カリウム需要の大幅な増加を示す事情は見当たらず、中国の供給者が保有する余剰生産能力を全て吸収し得るだけの国内需要の増加は見込まれないものと認められた。

２－２－３－４　追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在

(144)　申請者提出の第三者調査機関による水酸化カリウムの今後の需要予測[103]によれば、令和 8 年の全世界の水酸化カリウムの生産能力は 3,636,000 固形 MT、需要量は 2,691,000 固形 MT となる見込みであり、世界全体で供給余力を十分に吸収できる需要の存在は見込まれない。

(145)　また、同資料によれば、韓国と地理的に近接するアジア市場のうち、本邦のみが令和 3 年時点及び令和 8 年予想のいずれにおいても、需要量が生産量を上回る市場となっている[104]。他方、本邦以外のアジア市場は生産量が需要量を上回る供給過剰の状態にある。したがって、中国からの追加的な輸出を十分に吸収し得る市場が、本邦以外に明確に存在するとは認められない。

(146)　以上のとおり、世界全体として供給余力が存在し、アジア市場においても、日本以外に需要が生産を明確に上回る市場は見当たらない。このため、中国の供給者が追加的な輸出について販売先を検討するに当たり、アジア市場において日本市場は相対的に有力な販売先であると考えられる。加えて、日本は中国と地理的に近接しており、輸送コスト面でも相対的に有利であることから、中国の供給者が日本市場に販売を拡大する誘因があるものと認められる。

103 申請書（別紙 30）
104 申請書（別紙 30）

２－２－３－５　中国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売輸入が再発するおそれの結論

(147)　以上のとおり、中国の供給者については、将来、生産能力の増加が見込まれる一方、令和8年の稼働率は約68%にとどまり、相当程度の余剰生産能力を有すると予測される。また、中国国内の需要は増加が見込まれるものの、当該余剰生産能力を全て吸収できるものではないと考えられる。また、全世界の生産量は需要量を上回っていることから、中国の供給者による追加的な輸出を全て吸収できる海外市場も存在しないと考えられる。特に、中国と地理的に近接するアジア市場においては、本邦のみが需要量が生産量を上回る市場であることから、中国の供給者にとって、日本市場は相対的に有力な輸出先となると考えられる。

(148)　また、中国から第三国への輸出価格は、正常価格よりも安価であることから、中国の供給者は、不当廉売関税の課税期間満了後、本邦に対して正常価格を下回る価格で輸出することが見込まれる。

(149)　したがって、中国の供給者が生産する水酸化カリウムについては、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、不当廉売輸入が再発するおそれがあるものと認められる。

２－３　韓国及び中国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売輸入が継続し、又は再発するおそれの結論

(150)　以上のとおり、韓国及び中国の供給者が生産する水酸化カリウムについては、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、不当廉売輸入が継続し、又は再発するおそれがあるものと認められた。

３　不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

３－１　本邦の産業

(151)　利害関係者から提出された書面[105]によれば、調査対象期間中に水酸化カリウムを生産していたのは、AGC、大阪ソーダ、東亞合成及び日本曹達の 4 者である[106]。

調査当局は、AGC、大阪ソーダ、東亞合成及び日本曹達の 4 者について調査対象貨物の供給者又は輸入者との関係[107]を確認したところ、特段の関係は認められなかった[108]。また、政令第 4 条第 2 項により、本件課税申請の日の 6 か月前の日以後に輸入（少量なものを除く。）した生産者は本邦の生産者に含まないこととされていることから、同課税申請の日の 6 か月前の日以降から同課税申請の日の前日まで（令和 7 年 2 月 8 日から同年 8 月 7 日まで）の調査対象貨物の輸入の有無について確認したところ、当該 4 者に輸入の事実はなかった[109]。

以上より、AGC、大阪ソーダ、東亞合成及び日本曹達の 4 者を本邦の産業を構成する本邦の生産者に該当すると判断した。

(152)　また、**「表 31　本邦の産業の状況（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）」**のとおり、上記 4 者の令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月における生産量の合計は【数値】MT であった。ただし、日本曹達は、不採算事業の整理のため、令和 4 年 3 月をもって既に水酸化カリウムの生産・販売から撤退しており、令和 5 年以降の生産量は 0 である[110]。したがって、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月においては、AGC、大阪ソーダ及び東亞合成が本邦で生産する水酸化カリウムが、本邦における水酸化カリウムの総生産高の 100%を占めていた。

表 31　本邦の産業の状況（令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月）

[105] 申請書 4-2 及び別紙 9、本邦生産者確認票（X.3.）
[106] なお、申請時点では水酸化カリウムの生産を終了している日本曹達も、調査対象期間中に生産販売があり、損害評価において重要なため本邦の産業を構成する本邦生産者と位置づけている。
[107] 政令第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号まで
[108] 本邦生産者確認票（VIII.4）
[109] 本邦生産者確認票（VIII.3）
[110] 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、本邦生産者確認票（X.3.）

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		調査対象貨物の輸入の有無	申請に対する支持の状況	調査への協力
	生産高(MT)	占拠率(%)			
AGC	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
大阪ソーダ	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
東亞合成	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
日本曹達	0	－	無し	支持する	協力する
合計	【数値】	100.0%			

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、確認票（日本曹達）

３－２　同種の貨物の検討

(153)　協定 11.3 に規定する損害の存続又は再発をもたらす可能性の決定にあたっては、協定 3 の規定を参照しつつ検討することとした。協定 3 において、損害の決定は、実証的な証拠に基づき、

(ア)　ダンピング[111]輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の産品の価格に及ぼす影響、並びに

(イ)　ダンピング輸入が同種の産品の国内生産者に結果として及ぼす影響

の双方についての客観的な検討に基づいて行う[112]こととされている。

そこで、調査対象貨物と本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の産品であることを確認するため、まず、当初調査で共通性を確認した物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性並びに貿易統計上の分類について、調査対象期間中の変更・変化の有無、及び内容について検討した。

３－２－１　物理的及び化学的特性

(154)　前回調査までの検証において、調査対象貨物である水酸化カリウムは、無色無臭の液体品及び無臭で白色片状の固形品があり、どちらも原材料である塩化カリウムを電気分解することにより製造されることを確認した。本邦産同種の貨物も同様に、無色無臭の液体品と無臭で白色片状の固形品に大別されており、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の物理的及び化学的特性は共通していたことを確認した[113]。

以上のとおり、調査当局は、前回調査までの検証において、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の物理的及び化学的特性は共通していることを確認したが、本調査においても、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められず、調査対象貨物についても同様であった[114]。

---

111 協定 2.1
112 協定 3.1
113 当初調査結果報告書 3-1-1、延長調査結果報告書 3-1-1
114 申請書 2-3, 4-1

３－２－２　製造工程

(155)　前回調査までの検証において、調査対象貨物及び本邦産同種の貨物の製造方法は、以下①～③のとおり、イオン交換膜法が採用されており、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していたことを確認した[115]。

① 原材料である塩化カリウムに水を加えて電解槽で電気分解を行うと、イオン交換膜を境にしてプラス側に塩素、マイナス側に液体の水酸化カリウム及び水素が発生する。($2KCl + 2H_2O \rightarrow 2KOH + Cl_2 + H_2$)

② 発生した水酸化カリウムを濃縮すると液体の水酸化カリウム（液体品）が製造される。

③ 液体の水酸化カリウムを更に濃縮し、乾燥させると固体の水酸化カリウム（固形品）が製造される。

(156)　今回の調査の結果、本邦生産者から調査対象期間中における本邦産同種の貨物の製造工程の変化は「無」との回答があった[116]。また、調査対象貨物の製造工程に関しても、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった[117]。

３－２－３　流通経路

(157)　前回調査までの検証において、調査対象貨物の本邦における流通経路については、輸入者が最終ユーザーに直接販売している場合、及び国内商社等を介して最終ユーザーに販売している場合を確認した。本邦産同種の貨物についても、同様に、本邦生産者が最終ユーザーに直接販売している場合、及び国内商社等を介して最終ユーザーに販売している場合があり、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の流通経路は共通していたことを確認した[118]。

(158)　以上の当初調査及び前回調査において共通性を確認した調査対象貨物と本邦産同種の貨物の流通経路について、本調査において回答が得られた 9 者のうち、本邦生産者 3 者、産業上の使用者 6 者[119]より調査対象期間中に流通経路に変化は「無」と回答がなされ、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった[120]。

---

115 当初調査結果報告書 3-1-2、延長調査結果報告書 3-1-2

116 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-7-1）

117 申請書 4-1

118 当初調査結果報告書 3-1-3、延長調査結果報告書 3-1-3

119 AGC、大阪ソーダ、東亞合成、【産業上の使用者 D】、【産業上の使用者 E】、【産業上の使用者 J】、【産業上の使用者 K】、【産業上の使用者 V】、【産業上の使用者 AC】

120 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-10-1）、産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-3-1）

３－２－４　用途

(159)　前回調査までの検証において、調査対象貨物は、洗浄剤や合成樹脂、農薬、カリウム系化合物の製造、医薬品、食品添加用、化学肥料等に使用されていることを確認した。さらに、ナトリウムなどの不純物を低減したものについては液晶ディスプレイやウエハーの洗浄剤等に用いられていたことを確認した。本邦産同種の貨物についても同様に、カリ塩類原料、洗剤石鹸原料、合成樹脂、食品添加物、農薬及び医薬等に使用され、特にナトリウム等の不純物を低減したものについては電子材料や半導体製造工程等に用いられており、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の用途は共通していることを確認した[121]。

本調査において、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった[122]。

３－２－５　価格の決定方法

(160)　前回調査までの検証において、水酸化カリウムの本邦における購入価格の決定方法については、取引先との個別の交渉や入札によって行われており、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の両者に違いは無いことを確認し、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の価格決定の方法は共通していたことを確認した[123]。

本調査においても、購入価格は取引先との個別の交渉や入札によって決定されていることが確認され、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった[124]。

３－２－６　代替性

(161)　前回調査までの検証において、調査対象貨物は本邦産同種の貨物と代替性があったことを確認した[125]。本調査において、本邦生産者及び産業上の使用者の質問状回答書[126]では、調査対象期間中における代替性の変化は、回答を確認できた 9 者[127]中 7 者が「無」と回答しており、「有」と回答した 2 者[128]についても、コストダウンを目的とした調査対象貨物への切り替えや、日本曹達の生産停止による購入先の追加といった記載[129]があるのみで、貨物自体の代替性の変化についての記載はなく、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変

---

121 当初調査結果報告書 3-1-5、延長調査結果報告書 3-1-5
122 申請書 2-3、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-6-1）
123 当初調査結果報告書 3-1-4、延長調査結果報告書 3-1-4
124 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-2）
125 当初調査結果報告書　3-1-6、延長調査結果報告書 3-1-6
126 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-1-1）、産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-2-1）
127 本邦生産者 3 者、産業上の使用者 6 者
128 【産業上の使用者 J】、【産業上の使用者 K】
129 産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-2-2）

更・変化をもたらす事象は認められなかった。

３－２－７　貿易統計上の分類

(162)　前回調査までの検証において、調査対象貨物は、輸入統計品目番号 2815.20-000（水酸化カリウム（かせいカリ））に分類され、本邦産同種の貨物も全て同じ統計品目番号（水酸化カリウム（かせいカリ））に分類されることを確認した[130]。

本調査においても、以上の前回調査までの検証において確認した貿易統計上の分類について、変更・変化は認められなかった[131]。

３－２－８　同種の貨物の検討についての結論

(163)　上記のとおり、前回調査までの検証において共通性を確認した本邦産同種の貨物は、本調査においても、調査対象貨物と物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類は共通しており、高い代替性を有していることが認められ、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった。以上により、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の産品であることを確認した。

３－３　累積的な評価

(164)　複数の供給国からの調査対象貨物が本邦の産業へ及ぼす影響を累積的に評価することの妥当性に関して、協定 3.3 を参考に、①同時に複数の供給国が調査対象となっていること、及び②輸入産品の間の競争の状態及び輸入産品と国内の同種の産品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であることについて検討することとした。

３－３－１　調査対象貨物の供給国

(165)　前回調査に引き続き、調査対象貨物の供給国は韓国及び中国であり、複数の供給国が調査対象である。

３－３－２　原産国の異なる水酸化カリウムの間の競争状態

(166)　当初調査において、原産国が異なる水酸化カリウムの間の競争状態に関して、原産国間の

130 当初調査結果報告書 3-1-7、延長調査結果報告書 3-1-7
131 申請書 2-2

代替性に関する本邦生産者質問状、輸入者質問状及び産業上の使用者質問状の回答書を集計したところ、本邦産同種の貨物と調査対象貨物のうち韓国を供給国とする輸入貨物（以下「韓国産輸入貨物」という。）の間では「代替可能性あり」又は「条件付きで代替可能」との回答が 8 割超あり、本邦産同種の貨物と調査対象貨物のうち中国を供給国とする輸入貨物（以下「中国産輸入貨物」という。）の間でも「代替可能性あり」又は「条件付きで代替可能」との回答が過半数を占めており、競争状態にあることが認められた。また、韓国産輸入貨物と中国産輸入貨物の間の代替性については、「わからない」との回答を除いては、「代替可能性なし」との回答は極めて限定的であり、「代替可能性あり」又は「条件付きで代替可能」との回答が多数を占めていることから、これらの水酸化カリウムの間で競争状態にあることが認められた。「条件付きで代替可能」との回答における条件の内容としては、顧客が指定した純度や品質水準などの仕様を達成していること等が挙げられていた。調査対象貨物の供給者及び本邦の生産者の双方が、顧客の仕様に応じて純度等の調整を行った製品展開をしていることから、原産国間の代替性を否定するものではないことが認められた。なお、実際に同一の用途に用いる水酸化カリウムを複数の原産国から購入している産業上の使用者が、その代替性について肯定的な回答をしていることからも、これらの水酸化カリウムの間で競争状態にあることが認められた[132]。

(167) また、前回調査において、原産国が異なる水酸化カリウムの間には代替性があり、競争状態にあると認められた[133]。本調査においても、原産国が異なる水酸化カリウムの競争状態に関して上記**「３－２－６　代替性」**のとおり、本邦生産者及び産業上の使用者のうち回答[134]を確認できた 9 者中 7 者が「無」と回答しており、「有」と回答した 2 者[135]についても、購入先を複数化する旨の記載から競争関係があることを肯定するものであり、原産国が異なる水酸化カリウム間で依然として代替性があり、競争状態にあることが認められた。

３－３－３　累積的な評価についての結論

(168) 以上により、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業へ及ぼす影響について、韓国産輸入貨物及び中国産輸入貨物の輸入の及ぼす影響を累積的に評価[136]することが適当と判断した。

３－４　調査対象貨物の輸入量及び調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

---

132 当初調査結果報告書 3-3-2-4
133 延長調査結果報告書 3-3-3
134 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-1-1）、産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-2-1）
135【産業上の使用者 J】、【産業上の使用者 K】
136 協定 3.3

３－４－１　調査対象貨物の輸入量

(169)　調査対象貨物の輸入量の推移は、「**表 32　調査対象貨物の輸入量（実数量）**」のとおり、令和 2 年の 6,111MT から令和 5 年まで増加傾向にあった。令和 6 年は、前年から約 2,300MT 減少したが、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は大きく増加し、12,369MT と調査対象期間を通じて最大の輸入量となった。また、総輸入量に占める調査対象貨物の割合は、令和 3 年の 71.0%をピークに減少を続けたが、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は増加に転じ、42.9%と高い水準を保ち続けた。

(170)　また、輸入品については、液体と固体がそれぞれあるところ、「**表 33　調査対象貨物の輸入量（固形換算）**」において、固形換算を行った[137]。調査対象貨物の固形換算後の輸入量の推移も、実数と同様に、令和 2 年から令和 5 年まで増加した後、令和 6 年は減少したものの、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は大きく増加し、7,668MT と調査対象期間を通じて最大の輸入量となった。総輸入量に占める調査対象貨物の割合についても、概ね同様の動きであり、令和 3 年の 72.1%をピークに減少を続けたが、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月においても、47.6%と高い水準を保ち続けた。

(171)　本邦産同種の貨物の販売量は、**「表 34　本邦産同種の貨物の販売量の変化」**のとおり、令和 2 年から令和 4 年にかけて概ね横ばいであったが、日本曹達の撤退に伴い令和 5 年は対前年比 20 ポイント低下した。以降、令和 6 年に対前年比 3 ポイント増加したものの、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は対前年比 3 ポイント減少し、調査対象期間を通じて 20 ポイント減少した。

表 32　調査対象貨物の輸入量（実数量）

[137]　申請書 5-1-(1)-2、別紙 15-1、別紙 39、及び本邦生産者追加質問状回答に基づき、タンクの存在が確認できている横浜港、川崎港、名古屋港、尼崎港、竹原港及び広島港の 6 箇所で輸入されたもののうち、輸入量が月 1,000 トン前後であるもの、及び、秘匿分については保守的に液体品であると推定した。液体品については、申請書別紙 17-1,2,3 に基づき、濃度を 48.5%と仮定して固形換算した。以後の固形換算は、全てこの方法により行った。本邦生産者追加質問状回答書（調査項目 G-1）

		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
当該輸入貨物の輸入量(合計)	輸入量(MT)	6,111	8,519	8,401	10,443	8,126	12,369
	対総輸入量	51.9%	71.0%	55.8%	55.5%	41.8%	42.9%
韓国から当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	6,107	8,519	8,401	10,443	8,126	12,369
	対総輸入量	51.9%	71.0%	55.8%	55.5%	41.8%	42.9%
中国から当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	4	0	0	0	0	0
	対総輸入量	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	5,659	3,472	6,658	8,372	11,302	16,472
	対総輸入量	48.1%	29.0%	44.2%	44.5%	58.2%	57.1%
総輸入量(MT)		11,770	11,991	15,059	18,815	19,428	28,841

（出所）財務省貿易統計

（注 1）第三国からの輸入量（MT）＝総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（MT）

（注 2）%は小数点以下第 2 位を四捨五入している。

表 33　調査対象貨物の輸入量（固形換算）

		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
当該輸入貨物の輸入量(合計)	輸入量(MT)	3,954	5,328	5,765	6,792	5,496	7,668
	対総輸入量	56.2%	72.1%	61.9%	59.1%	48.5%	47.6%
韓国から当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	3,951	5,328	5,765	6,792	5,496	7,668
	対総輸入量	56.1%	72.1%	61.9%	59.1%	48.5%	47.6%
中国から当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	4	0	0	0	0	0
	対総輸入量	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	3,087	2,058	3,541	4,708	5,843	8,448
	対総輸入量	43.8%	27.9%	38.1%	40.9%	51.5%	52.4%
総輸入量(MT)		7,042	7,386	9,306	11,500	11,339	16,116

（出所）財務省貿易統計

（注 1）第三国からの輸入量（MT）＝総輸入量（MT）－当該輸入貨物の輸入量（MT）

（注 2）%は小数点以下第 2 位を四捨五入している。

表 34　本邦産同種の貨物の販売量の変化

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
本邦産同種の貨物の販売量(MT) (国内販売量)	【100】	【105】	【100】	【80】	【83】	【80】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、確認票（日本曹達）

（注 1）本邦産同種の貨物の販売量には、本邦生産者間の取引は含まれない。

（注 2）各欄の【　】は、令和 2 年を 100 とする指数である。

(172)　調査対象貨物及び本邦産同種の貨物の本邦における消費の相対的な変化を見ると、「**表 35 調査対象貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（固形換算）**」のとおり、調査対象貨物の市場占拠率は令和 2 年から令和 5 年にかけて 101 ポイント増加したが、その後、令和 5 年から令和 6 年にかけて 46 ポイント減少し、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は令和 6 年と比較して 56 ポイント増加した。調査対象期間全体としては 111 ポイントの増加となった。これに対して、本邦産同種の貨物の市場占拠率は令和 2 年から令

和 5 年にかけて 7 ポイント減少し、令和 5 年から令和 6 年にかけて概ね横ばいであったが、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は令和 6 年と比較して 5 ポイント減少した。調査対象期間全体としては 11 ポイント減少した。

表 35　調査対象貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（固形換算）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
調査対象貨物の占拠率	【100】	【128】	【142】	【201】	【155】	【211】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【100】	【98】	【93】	【94】	【89】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【63】	【112】	【178】	【211】	【297】
需要量(MT)	【100】	【105】	【103】	【86】	【90】	【92】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、確認票（日本曹達）

（注 1）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）

（注 2）調査対象貨物の占拠率（%）＝調査対象貨物の輸入量（MT）／需要量（MT）×100

（注 3）本邦産同種の貨物の占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋自家消費量（MT））／需要量（MT）×100

（注 4）各欄の【　】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

(173)　本邦における調査対象貨物の販売価格と、本邦産同種の貨物の販売価格について、全品種[138]について分析することとし、年別加重平均価格を比較した。

(174)　まず、本邦における調査対象貨物の販売価格と本邦産同種の貨物の販売価格について、不当廉売関税を加味しない場合の年別加重平均価格[139]を比較した。**「表 36　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し、固形換算、不当廉売関税考慮なし）」**のとおり、調査対象期間を通じて、調査対象貨物の販売価格は、本邦産同種の貨物の販売価格を【20-60】%下回っていた。このことは、課税措置が存在しない場合には、調査対象貨物の販売価格が、本邦産同種の貨物の販売価格を常に下回っていたこと（プライスアン

[138] 非関連企業間取引のみを対象とした。
[139] 非関連企業間取引のみを対象とした。

ダーカッティング）を示すものであり、本邦市場において調査対象貨物への置換が進み得る状況であったものと理解される。

(175)　次に、不当廉売関税を加味した場合の年別加重平均価格を比較すると、**「表 37　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し、固形換算、不当廉売関税考慮あり）」**のとおり、令和 4 年と令和 6 年を除き、調査対象期間を通じて調査対象貨物の課税後の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を【0-30】%下回っていた。本邦産同種の貨物の販売価格は、すなわち、課税導入後においても、プライスアンダーカッティングの完全な解消には至っていない。なお、令和 4 年、令和 6 年においては、本邦産同種の貨物の販売価格が相対的に低水準であったが、廉価な調査対象貨物を引き合いに出され、原材料価格の上昇分の価格転嫁が十分におこなわれなかったためである[140]。

表 36　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し、固形換算、不当廉売関税考慮なし）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
調査対象貨物(円／kg)	【100】	【104】	【168】	【184】	【170】	【151】
韓国	【100】	【104】	【168】	【184】	【170】	【151】
中国	【100】	-	-	-	-	-
本邦産同種の貨物(円／kg)	【100】	【96】	【136】	【171】	【138】	【140】
価格比	【40-60】	【50-70】	【60-80】	【50-70】	【60-80】	【50-70】
韓国	【100】	【108】	【124】	【108】	【123】	【108】
中国	【100】	-	-	-	-	-

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）

（注 1）調査対象貨物の輸入価格（円／固形 kg）＝財務省貿易統計から算出した液体品及び固形品の韓国及び中国産輸入額（円）÷財務省貿易統計から算出した液体品（固形換算数量）及び固形品数量（kg）×（1+RCEP 協定税率)[141]

（注 2）本邦産同種の貨物の国内販売価格は、工場渡し価格を使用した。

（注 3）各欄の【　】は、価格比を除き、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

表 37　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し、固形換算、不当廉売関税考慮あり）

[140] 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-2、添付資料 C-3-3）

[141] 令和 4 年 1 月末分まで一般関税額 3.9%を加算（韓国については、令和 4 年 2 月 1 日に RCEP 協定発効）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
調査対象貨物(円／kg)	【100】	【104】	【169】	【185】	【171】	【151】
韓国	【100】	【104】	【169】	【185】	【171】	【152】
中国	【100】	-	-	-	-	-
本邦産同種の貨物(円／kg)	【100】	【96】	【136】	【171】	【138】	【140】
価格比	【70-90】	【80-110】	【90-120】	【90-120】	【90-120】	【90-120】
韓国	【100】	【108】	【124】	【108】	【124】	【108】
中国	【100】	-	-	-	-	-

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）

（注 1）調査対象貨物の輸入価格（円／固形 kg）＝財務省貿易統計から算出した液体品及び固形品の韓国及び中国産輸入額（円）÷財務省貿易統計から算出した液体品（固形換算数量）及び固形品数量（kg）×（1+RCEP 協定税率＋不当廉売関税率（韓国：0.495、中国：0.737））

（注 2）本邦産同種の貨物の国内販売価格は、工場渡し価格を使用した。

（注 3）各欄の【　】は、価格比を除き、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討

(176)　供給者である UNID より、調査対象貨物の本邦市場における市場占拠率は令和 3 年から令和 6 年にかけて概ね 6～10%未満にとどまっており、このような少量の輸入が本邦産業に重大な損害を与えているとは考えられないとの意見の表明があった[142]。

(177)　しかし、UNID が主張する令和 3 年から令和 6 年は不当廉売関税が賦課されていた期間であるところ、まさに不当廉売関税の賦課によって調査対象貨物の市場占拠率の増加が一定程度抑制されていたものと評価できる。それどころか、不当廉売関税が賦課されているにもかかわらず、調査対象貨物の市場占拠率は、「**表 35　調査対象貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（固形換算）**」のとおり、【数値】%（令和 3 年）から【数値】%（令和 5 年）及び【数値】%（令和 6 年）と上昇している上、調査対象貨物の輸入数量も「**表 33　調査対象貨物の輸入量（固形換算）**」のとおり、3,954MT（令和 2 年）から、5,328MT（令和 3 年）、6,792MT（令和 5 年）、5,496MT（令和 6 年）と増加している。

　また、そもそも輸入貨物の本邦市場での市場占拠率が限定的であることは、調査対象貨物の輸入が本邦産同種の貨物の価格に影響を与えるおそれを否定するものではない。仮に輸入貨物の市場占拠率が限定的であったとしても、本邦の市場に本邦産同種の貨物の販売価格を下回る輸入貨物が存在すること自体によって、本邦産同種の貨物の販売価格の上昇が妨げられる事態が生じることは何ら否定されない。

[142] 意見の表明（UNID　令和 8 年 4 月 23 日）

加えて、UNIDは、「もし関税が不当な販売行為によるマージンを相殺する効果があったなら、課税後にUNID水酸化カリウム製品の輸入は大幅に減少していたはず」であるのに「関税賦課後も日本で調査対象となる産品の輸入量は一定の水準にとどまっています。」とも述べるが、調査対象貨物の輸入量が一定水準で維持されていたという事実も、調査対象貨物の市場占拠率及び輸入量の増加が不当廉売関税によっても完全には抑制しきれず、ましてや不当廉売関税を撤廃すれば、これらが急増するおそれがあることを示唆するものである。

(178) また、供給者であるUNIDより、申請者が不当廉売関税の賦課後である令和3年及び令和4年に水酸化カリウムの単価を引き上げるなどしていることからすれば、これまでの不当廉売関税賦課により本邦産業は既に回復したとの意見の表明があった[143]。

(179) UNIDは、申請者が価格を引き上げた点をもって「回復」がある旨主張するが、申請者によれば、当該価格の引き上げは、ロシアによるウクライナ侵攻の影響によって主要な原材料である塩化カリウムの価格が急上昇したことから製造原価の上昇を転嫁するために行ったものであるとのことである[144]。むしろ、調査対象貨物の価格が一貫して本邦産同種の貨物の販売価格を下回ったことから、申請者においてはさらなる価格引き上げを行うことが困難な状況にある上、一度値上げした以降も、調査対象貨物との価格差を背景に、取引先との価格交渉において結局値下げに応じざるを得ない状況となったとのことであり[145]、これを否定する事情は見当たらない。したがって、申請者による価格の引き上げがあったことは本邦産業が回復したことを何ら基礎づけるものではない。

さらに言えば、上記のとおり、「**表35　調査対象貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（固形換算）**」のとおり、不当廉売関税が賦課されているにもかかわらず、令和2年から令和6年にかけて、調査対象貨物の市場占拠率は増加する一方、本邦産同種の貨物の占拠率は【数値】%（令和2年）から【数値】%（令和6年）へと下落している。また、申請者によれば、調査対象貨物の輸入価格は、調査対象期間を通じて本邦産同種の貨物の工場出荷価格を一貫して下回り、不当廉売関税を加味してもなお、本邦産同種の貨物の販売価格よりも安価な状態が継続しているとのことである[146]。**「表36　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し、固形換算、不当廉売関税考慮なし）」**及び**「表37　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し、固形換算、不当廉売関税考慮あり）」**をみても、不当廉売関税が賦課されているにもかかわらず、調査対象期間を通じて、調査対象貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を下回る状況が継続していることが確認できる。すなわち、不当廉売関税を除外したならば、調査対象期間の全ての期間において調査対象貨物の価格は本邦産同種の貨物を下回っており、付言すれば不当廉売関税を加味してもなお、令和4年及び令和6年を除いて

143 意見の表明（UNID　令和8年4月23日）
144 申請書　5-2-3
145 申請書　5-2-3、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目C-3-2、添付資料C-3-3）
146 申請書　5-2-3、別紙35

本邦産同種の貨物の価格を下回っている。このように、不当廉売関税の導入後においても、本邦産同種の貨物の価格を抑制する影響は依然として存在しており、ましてや本邦産同種の貨物の価格が不当廉売の撤廃によっても何らの影響を受けないほどにまで回復したとは評価できない。

(180) UNID から、不当廉売関税の影響を排除し、日本製品の流通価格と日本市場における輸入韓国製品の最終消費者価格を比較すると、韓国製品の輸入価格は、令和 3 年を除き一貫して日本製品の流通価格より高いとの意見の表明があった[147]。

(181) しかし、本邦産の価格と調査対象貨物の価格については、前述の**「表 36　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し、固形換算、不当廉売関税考慮なし）」**のとおり、調査対象期間を通じて、調査対象貨物の販売価格は、本邦産同種の貨物の販売価格を【20-60】%下回っていた。また、不当廉売関税を加味した場合の年別加重平均価格を比較すると、**「表 37　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し、固形換算、不当廉売関税考慮あり）」**のとおり、令和 4 年と令和 6 年を除き、調査対象期間を通じて調査対象貨物の課税後の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を【0-30】%下回っていた。本邦産同種の貨物の販売価格は、すなわち、課税導入後においても、プライスアンダーカッティングの完全な解消には至っていない。

(182) また、供給者である UNID から、令和 4 年以降、第三国産同種の貨物の輸入量が増加し、令和 6 年総輸入量の 58.2%を占め、令和 6 年には米国製品の輸入量が韓国製品を上回ったことから、調査当局は第三国産同種の貨物のうち米国産輸入貨物による損害の可能性を考慮すべきであるとの意見の表明があった[148]。

(183) しかし、まず、米国産輸入貨物のうち固形品の輸入量は、韓国産の輸入貨物の輸入量を下回る上、その価格も、令和 4 年から令和 6 年にかけて本邦産同種の貨物の販売価格を一貫して上回っているのであるから[149]、調査対象貨物が本邦の産業に影響を与えるおそれを何ら否定しない。また、申請者によれば、そもそも固形品については、水分を飛ばす製造工程を経ることで本邦産品及び韓国産品は純度 95%まで濃縮するのに対し、米国産品は当該工程を実施していないことから純度 90%であり、使用者の生産工程リスクから市場での代替が想定されず、競争関係自体がないとのことであり[150]、これを否定する証拠は見当たらない。

次に、米国産輸入貨物のうち液体品についてみても、その輸入価格は、令和 4 年においては本邦産同種の貨物の販売価格を上回っている。また、令和 5 年及び令和 6 年においては、本邦産同種の貨物の販売価格を下回っているものの、一貫して、不当廉売関税を考慮しない

147 意見の表明（UNID　令和 8 年 4 月 23 日）
148 意見の表明（UNID　令和 8 年 4 月 23 日）
149 申請書　5-2-5、別紙 39
150 申請書　5-2-5

場合の調査対象貨物の価格を上回っている。さらに、不当廉売関税を考慮した場合でも、令和4年及び令和5年は調査対象貨物の価格を上回るうえ、令和6年においてはこれを下回るが、その価格差はわずか0.2円に留まる。すなわち、米国産輸入貨物は、不当廉売関税を考慮しない場合はもとより、これを考慮した場合においてさえ、単年度0.2円の差額を除けば、一貫して調査対象貨物の価格を上回っている[151]。

また、申請者によれば、液体品の米国産品の荷姿はIBCコンテナである一方、本邦産品及び韓国産品においては当該荷姿に対応していないとの事情があるとのことであり[152]、特定の荷姿を求める需要者との関係においては競争関係自体が想定されない可能性がある。

これら事情を踏まえれば、米国産輸入貨物のうち液体品の輸入が本邦産同種の貨物の価格に与える影響が全くないとまでは断じえないものの、少なくとも、調査対象貨物よりも高価である米国産輸入貨物の増加したことをもって、調査対象貨物が本邦の産業の損害に影響を与えるおそれがないということはできない。

(184) 供給者であるUNIDから、調査対象貨物の価格水準は意図的な価格抑制によるものではなく、コスト競争力は自由市場経済下で各企業が追求する中核となる戦略であり、原材料の効率的な調達を通じて製造コストを削減したのは、大規模生産者としてのUNIDの正当な企業経営の結果である旨、また韓国から日本への輸出の増加は、平成23年の東日本大震災を受けた日本市場からの要請に応えた結果に過ぎないとの意見の表明があった[153]。

(185) しかし、不当廉売輸入による本邦産同種の貨物への損害等の有無は、輸入価格が本邦産同種の貨物の価格を下回り、本邦産同種の貨物の価格を押し下げ、又は価格上昇を妨げているか等の客観的事情により認定されるのであるから、UNIDに価格抑制の意図があるか否かは結論を左右しない。

(186) 加えて、供給者であるUNIDから、一部の申請者の営業利益が不当廉売関税の導入後に減少し、申請者の中には営業利益が減少し最終的に水酸化カリウムの事業から撤退している者も存在することから、調査対象貨物の輸入と日本産業の損害との間に相関関係はない旨の意見の表明があった[154]。

(187) しかし、営業利益の減少や事業撤退の要因・背景は多岐にわたるところ、不当廉売関税の導入後に一部の申請者にそのような事情が見られることは、調査対象貨物の輸入による本邦産同種の貨物の価格への影響がないことを示すものではない。また、そもそも上記のとおり、調査対象貨物の市場占拠率及び輸入量の増加は不当廉売関税によっても完全に抑制しきれていないとの事実が確認されているのであるから、この点においても、不当廉売関税の導入後

---

151 申請書　5-2-5、別紙35
152 申請書　5-2-5
153 意見の表明（UNID　令和8年4月23日）
154 意見の表明（UNID　令和8年4月23日）

に一部の申請者において営業利益の減少や事業撤退が生じたことは、調査対象貨物の輸入による本邦産同種の貨物の価格への影響がないことを示すものではない。

３－４－４　調査対象貨物の輸入量及び調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

(188)　以上のとおり、調査対象貨物の輸入量は、調査対象期間全体を通じて大幅に増加した。他方、本邦産同種の貨物の販売量は減少している。価格面では、不当廉売関税を加味しない場合、調査対象貨物の価格は、調査対象期間を通じて常に本邦産同種の貨物の価格を下回っており、持続的なプライスアンダーカッティングが確認された。さらに、不当廉売関税分を加味した場合であっても、令和 4 年と令和 6 年を除き、調査対象貨物の価格は本邦産同種の貨物の販売価格を【0-30】%下回っており、プライスアンダーカッティングの完全解消には至っていない。実際に、取引先においても価格競争が激化し、調査対象貨物を引き合いとした追加的な値下げ要求や、販売量の減少に至った事例が確認されている[155]。

総じて、調査対象貨物は本邦産同種の貨物の価格よりも低価である状態が継続的に続いており、本邦産同種の貨物の価格形成に対して下押し圧力を与え得る状況を持続させており、課税はその圧力を一定程度緩和したものの、プライスアンダーカッティングの残存により、なお脆弱性が認められる。

３－５　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(189)　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に関係を有する経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価[156] ,[157] ,[158] した。

３－５－１　生産高

(190)　本邦の産業の生産高（生産量）は、「**表 38　本邦の産業の生産量の推移（固形換算）**」のとおり、令和 3 年は対前年比で 5 ポイント増加したが、その後は令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月にかけて減少傾向となり、調査対象期間中 17 ポイントの減少となった。令和 3 年に生産量が増加した背景には、国内販売量の増加が影響している[159]。令和 5 年は、国内販売量の減少に

[155] 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-2 及び C-4-2、添付資料 C-3-3 及び C-4-3）
[156] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-2、添付資料 C-4-3）
[157] 協定 3.4
[158] 調査当局は、本邦生産者に対し本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に評価を行った。
[159] 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-1-3）

伴い、対前年比 21 ポイント減少し、以降、国内販売量の増加した令和 6 年は対前年比 5 ポイント増加したものの、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は国内販売量の減少に伴い、令和 6 年と比較して 2 ポイント減少した。令和 5 年の著しい減少は、日本曹達の撤退及び調査対象貨物の輸入増加の影響によるものである[160]。

調査対象期間中において国内販売量に対する自家消費量の割合は【5-15】%程度で推移しており、影響は限定的であった。また、国内販売量に対する輸出量の割合も【0-5】%以下で推移しており、影響は限定的であった。

表 38　本邦の産業の生産量の推移（固形換算）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
生産量(MT)	【100】	【105】	【101】	【80】	【85】	【83】
期首在庫量(MT)	【100】	【103】	【95】	【95】	【94】	【78】
国内販売量(MT)	【100】	【105】	【100】	【80】	【83】	【80】
自家消費量(MT)	【100】	【113】	【105】	【83】	【96】	【101】
輸出量(MT)	【100】	【105】	【69】	【49】	【61】	【76】
期末在庫量(MT)	【100】	【92】	【92】	【92】	【93】	【84】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、確認票（日本曹達）
（注）各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－２　生産能力・稼働率（操業度）

(191)　本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した稼働率（操業度）は、**「表 39 本邦の産業の稼働率の推移（固形換算）」**のとおりであった。生産能力は、令和 4 年まで概ね横ばいであったが、日本曹達の撤退に伴い令和 5 年は、対前年比 18 ポイント低下した。令和 6 年は、対前年比 6 ポイント増加したものの、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は令和 6 年と比較して 3 ポイント減少した。稼働率は令和 3 年に対前年比 8 ポイント増加した後、令和 4 年に対前年比 5 ポイント落ち込み、令和 5 年には対前年比 4 ポイント減少し、以後は概ね横ばいであった。

生産能力は、令和 4 年まで概ね横ばいで徐々に下降し、調査対象期間全体として 17 ポイントの下落となった。生産能力が令和 6 年に対前年比で増加し、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月に減少した要因は、本邦生産者 1 者[161]の定期修理を含んだ稼働日数の増減にあることを確認した[162]。当該 1 者を除いた本邦生産者については調査対象期間中に生産能力の変動はなく、生産量の削減にともなって稼働率が悪化したことが認められる。

160 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-1-3）
161 【本邦生産者】
162 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-1-3）

表 39　本邦の産業の稼働率の推移（固形換算）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
生産量(MT)	【100】	【105】	【101】	【80】	【85】	【83】
生産能力(MT)	【100】	【97】	【98】	【80】	【86】	【83】
稼働率	【100】	【108】	【103】	【99】	【99】	【100】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、確認票（日本曹達）
（注 1）稼働率（%）＝生産量（MT）／生産能力（MT）×100
（注 2）各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－３　販売及び市場占拠率

(192)　本邦産同種の貨物の国内販売量は、**「表 40　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移（固形換算）」**のとおり、令和 3 年に対前年比 5 ポイント増加、令和 4 年に対前年比 5 ポイント減少、令和 5 年に対前年比 20 ポイント減少した。令和 6 年に対前年比 3 ポイント増加したものの、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は令和 6 年と比較して 3 ポイント減少し、調査対象期間中 20 ポイント減少した。上記**「３－５－１　生産高」**で述べたとおり、令和 5 年の減少は、日本曹達の撤退及び調査対象貨物の輸入増加の影響によることを確認した[163]。

また、本邦産同種の貨物の市場占拠率は、上記**「３－４－１　調査対象貨物の輸入量」**及び**「表 40　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移（固形換算）」**のとおり、調査対象貨物の輸入量の増加や、国内販売量の減少を反映して減少傾向で推移し、調査対象期間中 11 ポイント減少した。

表 40　本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移（固形換算）

[163] 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-1-3）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
国内販売量(MT)	【100】	【105】	【100】	【80】	【83】	【80】
自家消費量(MT)	【100】	【113】	【105】	【83】	【96】	【101】
国内販売量に対する自家消費量の割合	【100】	【108】	【105】	【104】	【116】	【126】
本邦産同種の貨物の市場占拠率	【100】	【100】	【98】	【93】	【94】	【89】
需要量	【100】	【105】	【103】	【86】	【90】	【92】

（出所）財務省貿易統計、本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、確認票（日本曹達）

（注 1）本邦産同種の貨物の市場占拠率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT））／（総輸入量（MT）＋本邦産同種の貨物の国内販売量合計（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量合計（MT））×100

（注 2）需要量（MT）＝本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）＋本邦産同種の貨物の自家消費量（MT）＋総輸入量（MT）＋輸入生産者による本邦産同種の貨物の国内販売量（MT）

（注 3）各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－４　在庫

(193)　本邦の産業の期末在庫について、**「表 41　本邦産同種の貨物の在庫の推移（固形換算）」**のとおり、在庫量は令和 3 年に対前年比 8 ポイント減少した後、令和 6 年までほぼ横ばいであり、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は令和 6 年と比較して 9 ポイント減少し、調査対象期間全体で 16 ポイント減少した。令和 3 年に在庫量が減少したのは、生産量と国内販売量が増加したためであり、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月に在庫量が減少したのは、前年在庫過多の状態にあり、生産調整を行ったためであることを確認した[164]。

表 41　本邦産同種の貨物の在庫の推移（固形換算）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
在庫量(MT)	【100】	【92】	【92】	【92】	【93】	【84】
在庫率	【100】	【88】	【91】	【115】	【110】	【101】
生産量(MT)	【100】	【105】	【101】	【80】	【85】	【83】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）、確認票（日本曹達）

[164] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 B-1）

（注 1）在庫率（%）＝本邦生産者の期末在庫量（MT）／本邦産同種の貨物の生産量（MT）×100

（注 2）各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－５　国内価格に影響を及ぼす要因

(194)　本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価について検討した。本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格は、**「表 42 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」**のとおりであった。

製造原価の【70-90】%を占める原材料費は令和 2 年から令和 5 年にかけて 170 ポイント増加したが、令和 6 年は対前年比 81 ポイントの減少となり、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は、令和 6 年と比較して 14 ポイントの減少となった。調査対象期間全体では 75 ポイントの増加となった。労務費の製造原価に占める割合は【1-5】%と大きくなく、調査対象期間を通じて横ばいであった。経費は、調査対象期間を通じて増加し、全体で 60 ポイントの増加となった。

製造原価は、原材料費や労務費、経費の推移を反映し、令和 2 年から令和 5 年にかけて 136 ポイント増加したが、令和 6 年に対前年比 57 ポイント減少し、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は令和 6 年と比較して 10 ポイントの減少となった。調査対象期間全体では 69 ポイントの増加となった。

国内販売価格は、製造原価の上昇に伴い、調査対象期間を通じて増加傾向にあり、調査対象期間全体では 40 ポイント増加した。

このように、令和 2 年から令和 5 年にかけて製造原価が上昇する中、本邦の産業は、安価な調査対象貨物を引き合いに取引先から値上げ幅の圧縮及び値下げを要求され、製造原価の上昇に見合った価格設定を行うことができなかった[165] 。令和 6 年は、製造原価が下落傾向となる中、国内販売価格も下落し、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は国内販売価格が微増したものの、調査対象貨物の価格も下落し、上記**「３－５－３　販売及び市場占拠率」**のとおり、安価な輸入品に販売を奪われ、販売機会を喪失していたことを確認した[166] 。

表 42　本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移

[165] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-1 及び C-3-2、添付資料 C-3-3）
[166] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-4-1 及び C-4-2、添付資料 C-4-3）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
製造原価合計(円／kg)	【100】	【102】	【191】	【236】	【179】	【169】
原材料費(円／kg)	【100】	【104】	【226】	【270】	【189】	【175】
原材料費の製造原価に占める割合(%)	【70-90】	【70-90】	【70-90】	【70-90】	【70-90】	【70-90】
労務費(円／kg)	【100】	【90】	【72】	【108】	【108】	【103】
労務費の製造原価に占める割合(%)	【1-5】	【1-5】	【1-5】	【1-5】	【1-5】	【1-5】
経費(円／kg)	【100】	【98】	【98】	【151】	【159】	【160】
経費の製造原価に占める割合(%)	【5-25】	【5-25】	【5-25】	【5-25】	【5-25】	【5-25】
国内販売価格(円／kg)	【100】	【96】	【136】	【171】	【138】	【140】
製造原価率(%)	【100】	【106】	【140】	【138】	【130】	【120】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1、様式 F-2-2、様式 F-2-4）

（注）各欄の【 】は、レンジを記載した項目を除き、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－６　利潤

(195)　本邦の産業の売上高は、**「表 43　本邦の産業の利潤の推移」**のとおり、令和 2 年から令和 5 年にかけて 89 ポイント増加、令和 6 年に対前年比 25 ポイント減少し、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は令和 6 年と比較して 9 ポイント減少した。調査対象期間全体では 55 ポイントの増加となった。営業利益も、調査対象期間中は増加傾向を示し、期間全体で 101 ポイントの大幅な増加となった。ただし、いずれも、本来本邦の産業の売上高として考慮すべき日本曹達の売上高分を考慮していない点には留意が必要である。売上高営業利益率については、令和 3 年に対前年比で 21 ポイント増加したものの、令和 4 年と令和 5 年は売上高の増加に比べ営業利益の増加分は小さかったため減少した。令和 6 年と令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は、営業利益の増加に伴い増加し、調査対象期間全体では 30 ポイントの増加となった。令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月の売上高営業利益率は【数値】%であり、一定の利益を確保できている。

表 43　本邦の産業の利潤の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
売上高(百万円)	【100】	【109】	【176】	【189】	【164】	【155】
営業利益(百万円)	【100】	【132】	【154】	【132】	【183】	【201】
売上高営業利益率(百万円)	【100】	【121】	【87】	【70】	【111】	【130】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2）

（注 1）売上高営業利益率（%）＝営業利益（百万円）／売上高（百万円）×100

（注 2）各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－７　投資及び投資収益

(196)　本邦の産業の投資は、**「表 44　本邦の産業の設備投資額の推移」**のとおり、令和 3 年に対前年比 163 ポイント増加、令和 4 年に対前年比 1,239 ポイント増加、令和 5 年に対前年比 770 ポイント減少し、令和 6 年に対前年比 383 ポイントの増加となり、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は令和 6 年と比較して 399 ポイント減少した。調査対象期間中では 616 ポイントの増加となった。令和 4 年及び令和 6 年に設備投資額が大きく増加したのは、本邦生産者のうち 1 者[167]が、設備増強及び保全、プラントのメンテナンス等の設備投資を実施したことが理由であることを確認した[168]。

表 44　本邦の産業の設備投資額の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
設備投資額(百万円)	【100】	【263】	【1502】	【732】	【1115】	【716】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4）
（注）各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

(197)　本邦の産業の投資収益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額（帳簿価額又は取得原価）で除して算出した投資収益率により分析したところ、**「表 45　本邦の産業の設備投資収益率の推移」**のとおりとなった。設備投資額の変動に合わせ、設備投資額が大きく増加した令和 4 年は、対前年比で減少した。令和 6 年は、設備投資額が増加したものの営業利益も大きく増加したため、対前年比で増加した。

表 45　本邦の産業の設備投資収益率の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
営業利益／設備投資評価額 （帳簿価額）	【100】	【134】	【97】	【75】	【85】	【89】
営業利益／設備投資評価額 （取得原価）	【100】	【129】	【135】	【110】	【143】	【152】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-2-2、様式 F-4-2）
（注）各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－８　資金流出入（キャッシュフロー）

[167] 東亞合成
[168] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4-3）

(198)　本邦の産業のキャッシュフロー（営業活動によるキャッシュフロー）は、**「表 46　本邦の産業の営業活動及び投資活動によるキャッシュフローの推移」**のとおり、売上高増加による営業利益増加に伴い令和 3 年に対前年比 24 ポイント増加し、令和 4 年に対前年比 70 ポイント減少した後、令和 5 年に対前年比 111 ポイント増加、令和 6 年に対前年比 77 ポイント増加、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は令和 6 年と比較して 16 ポイント増加と、調査対象期間全体で 158 ポイント増加した。令和 5 年から令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月までは主に原材料価格低下による営業利益増加に伴い増加し続けたことを確認した[169]。

表 46　本邦の産業の営業活動及び投資活動によるキャッシュフローの推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
営業活動によるキャッシュフロー （百万円）	【100】	【124】	【54】	【165】	【242】	【258】
投資活動によるキャッシュフロー （百万円）	【100】	【263】	【1502】	【733】	【1116】	【717】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-3-2）
（注）各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－９　資金調達能力

(199)　本邦の産業の資金調達能力については、上記**「３－５－７　投資及び投資収益」**で述べたとおり、令和 4 年と令和 6 年に設備投資額が増加したが、これは本邦生産者のうち 1 者[170]が設備増強及び保全、プラントのメンテナンス等の設備投資を実施したことが理由であることを確認した[171]。

一方、本邦生産者は他の事業を営んでおり、本邦の同種の貨物の売上高の変動による本邦の生産者の資金調達能力への顕著な影響は認められなかった。

３－５－１０　雇用

(200)　本邦の産業の平均雇用人数は、**「表 47　本邦の産業の平均雇用人数の推移」**のとおり、調査対象期間を通じて【0-5】人の増減の範囲にとどまり横ばいであった。

表 47　本邦の産業の平均雇用人数の推移

169 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-3-4）
170 東亞合成
171 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-4-3）

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
平均雇用人数(人)	【100】	【95】	【91】	【106】	【106】	【101】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注）各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－１１　賃金

(201)　本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月平均）は、**「表 48　本邦産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移」**のとおり、令和 2 年から令和 4 年にかけて概ね横ばいで推移し、令和 5 年は、賞与が減少したため、対前年比 7 ポイント減少した[172]。令和 6 年は、賞与の増加及びベースアップを実施したことや工場の要員変更により、間接部門の人員が増えたため、対前年比 12 ポイント増加した[173]。令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月は令和 6 年と比較して 3 ポイントの減少、調査対象期間全体としては 2 ポイントの増加となった。

表 48　本邦産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
一人当たり月平均賃金 （千円）	【100】	【98】	【100】	【93】	【105】	【102】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）一人当たりの月平均賃金（千円）＝賃金の合計（千円）／平均雇用人数（人）／12 ヶ月
（注 2）平均雇用人数は、**「表 47　本邦の産業の平均雇用人数の推移」**を使用した。
（注 3）各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－１２　生産性

(202)　本邦の産業の生産性は、**「表 49　本邦の産業の生産性の推移」**のとおりであった。雇用者一人当たりの生産性を示す物的生産性については、令和 2 年から令和 4 年にかけて 12 ポイント増加した後、令和 5 年に対前年比 36 ポイント減少し、令和 6 年に対前年比 6 ポイント増加し以降、横ばいであった。調査対象期間全体としては 18 ポイントの低下となった。

また、雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性については、令和 2 年から令和 4 年にかけて 96 ポイント上昇した後、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月にかけて 43 ポイント減少した。調査対象期間全体としては 53 ポイントの増加となった。

[172] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
[173] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）

上記「**３－５－１０　雇用**」で述べたとおり、調査対象期間中、平均雇用人数は横ばいにある一方、生産量が減少したため、物的生産性は大きく低下した。一方価値生産性については、売上高が増加したことを反映して増加となった。

表 49　本邦の産業の生産性の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
物的生産性(MT／人)	【100】	【111】	【112】	【76】	【82】	【82】
価値生産性(千円／人)	【100】	【114】	【196】	【179】	【159】	【153】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 B-1）
（注 1）物的生産性（MT／人）＝生産量（MT）／平均雇用人数（人）
（注 2）価値生産性（千円／人）＝（本邦産同種の貨物の国内販売額（千円）＋本邦産同種の貨物の自家消費額（千円））／平均雇用人数（人）
（注 3）平均雇用人数は、「**表 47　本邦の産業の平均雇用人数の推移**」を使用した。
（注 4）各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

３－５－１３　成長

(203)　製造業においては、一般的に、研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、成長に及ぼす影響について検討するために、「**表 50　本邦の産業の研究開発費の推移**」のとおり、本邦産業の研究開発の動向を確認したところ、調査対象期間中を通じて 160 ポイント増加しており、本邦生産者 1 者[174]において高純度品の品質向上の研究開発が行われていたことを確認した[175]。また、投資も企業の成長のための重要な要素であるが、これについては上記「**３－５－７　投資及び投資収益**」で分析したとおり、設備増強及び保全、プラントのメンテナンス等の設備投資等、事業継続のために最低限必要な投資に限られていた。

以上のとおり、本邦の産業の成長については、実質的な改善は見られなかった。

表 50　本邦の産業の研究開発費の推移

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
研究開発費(百万円)	【100】	【100】	【94】	【187】	【282】	【260】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-5）
（注）各欄の【 】は、令和 2 年の数値を 100 とする指数である。

[174] 東亞合成
[175] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 F-5）

３－５－１４　不当廉売価格差の大きさ

(204)　調査対象貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販売価格と調査対象貨物の国内販売価格との差について、**「表 51　不当廉売差額率と国内販売価格差率」**のとおり比較した。その結果、令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月の不当廉売差額率は 100.38%、また、調査対象期間における国内販売価格差率は【50-80】%であり、不当廉売価格差は、国内産業に相当の影響を及ぼしていた大きさであると判断される。

表 51　不当廉売差額率と国内販売価格差率

	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
不当廉売差額率	100.38%
国内販売価格差率	【50-80】%

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1）、財務省貿易統計

（注 1）不当廉売差額率（%）は、**「表 52　不当廉売差額率」**により算出した加重平均後の数値を使用した。

（注 2）国内販売価格差率（%）＝（本邦産同種の貨物の国内販売価格（円／固形 kg）－当該輸入貨物の輸入価格（円／固形 kg））／当該輸入貨物の輸入価格（円／固形 kg）

表 52　不当廉売差額率

	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)	
不当廉売差額率	韓国	中国
	100.38%	97.08%
輸入量(MT)	12,369	0
加重平均後不当廉売差額率	100.38%	

（出所）財務省貿易統計

（注）調査対象国別不当廉売差額率(%)のうち、韓国については**「表 23　不当廉売差額率(UNID)」**の数値、中国については**「表 24　不当廉売差額率（中国の供給者）」**の数値を使用した。

３－５－１５　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る意見等の検討

(205)　供給者である UNID より、申請者の販売量減少は、調査対象貨物の輸入増加によるもの

ではなく、本邦市場全体の需要縮小によるものと見るべきであるとの意見の表明があった[176]。

(206)　その根拠として、UNID は、令和 5 年の本邦市場での需要量が急減した旨指摘する。仮に申請者の販売数量の減少が本邦市場全体の需要縮小に起因するのであれば、本邦市場を構成する供給者が等しくその影響を受けるはずであるから、調査対象貨物の輸入量も本邦市場の需要縮小に連動して減少し、かつ、その市場占拠率は、全体に占める割合であるから、従前の数値が維持されて然るべきである。しかし、実際には、「**表 35　調査対象貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（固形換算）**」のとおり、令和 4 年から令和 5 年にかけて需要量は【数値】MT から【数値】MT に減少しているにもかかわらず、「**表 33　調査対象貨物の輸入量（固形換算）**」のとおり、韓国産の輸入貨物の輸入量も 5,765MT（令和 4 年）から 6,792MT（令和 5 年）に増加し、「**表 35　調査対象貨物の本邦における消費の相対的変化（市場占拠率）及び本邦の需要量の推移（固形換算）**」のとおり、調査対象貨物の市場占拠率も【数値】%（令和 4 年）から【数値】%（令和 5 年）にまで増加している。このように、本邦市場全体の需要が縮小しても調査対象貨物の輸入量及び市場占拠率が増加しているのであるから、市場全体の需要縮小が存在したことは、調査対象貨物による損害への影響を何ら否定するものではない。

３－５－１６　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(207)　現行の不当廉売関税に係る課税措置の下においても本邦産同種の貨物を下回る価格で輸入は継続しており、本邦の産業は、調査対象貨物による影響を受け続けていることが認められる。調査対象貨物の輸入量は調査対象期間を通じて大きく増加し、同期間の国内需要に占める調査対象貨物の割合も増加している。加えて、本邦の産業の生産量及び販売量、稼働率も調査対象期間全体を通じ減少した。

一方、本邦の産業の売上高及び営業利益、キャッシュフローは、全体として堅調に推移していた。設備投資については、事業を継続するための必要な投資が行われていることを確認した。

物的生産性は、生産量とほぼ同様の増減傾向を示し、調査対象期間全体を通じて減少した。一方、価値生産性については、売上高の増加により増加した。投資収益率については、設備投資の増加を反映して減少した。

調査対象貨物は、調査対象期間中、不当廉売関税を加味しない場合には、販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を大幅に下回っていた。これは、不当廉売関税の課税開始以降も、調査対象貨物は増加し、調査対象貨物の市場占拠率も【数値】%へと増加したところ、調査対象貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を上回った場合に、調査対象貨物の販売が困難であることを示すと同時に、不当廉売関税撤廃後、プライスアンダーカッティングを伴うさらなる調査対象貨物の輸入量が増加するおそれを示すものである。

[176] 意見の表明（UNID　令和 8 年 4 月 23 日）

かかる状況を踏まえれば、損害に係る指標については、現行の不当廉売関税に係る課税措置により、売上高や営業利益等一定の改善がみられるものの、生産量、販売量、市場占拠率、稼働率が悪化したことを確認した。また、売上高及び営業利益は増加したものの、不当廉売関税が課されて以降も調査対象貨物の供給者に再び切り替わった事例も確認した[177]。したがって、現時点においてもなお、本邦の産業は損害を受けやすい脆弱な状況にあると認められる。

３－６　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

(208)　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて検討を行った。

３－６－１　将来における調査対象貨物の輸入

(209)　韓国の供給者は、**「２－２－２－６　韓国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売輸入が継続するおそれの結論」**で分析したとおり、相当程度の余剰生産能力を有しており、韓国の供給者の将来の生産は稼働率の上昇とともに増加が見込まれる。しかし、韓国国内において韓国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるような国内市場は存在せず、また、韓国国外において、韓国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場は存在しないと考えられる。

さらに、**「表 32　調査対象貨物の輸入量（実数量）」**及び**「表 33　調査対象貨物の輸入量（固形換算）」**のとおり、調査対象期間を通じて、調査対象貨物の韓国からの輸入量は増加している。また、本邦産の価格と韓国産がほとんどを占める調査対象貨物の価格については、**「表 36　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し、固形換算、不当廉売関税考慮なし）」**のとおり、調査対象期間を通じて、調査対象貨物の販売価格は、本邦産同種の貨物の販売価格を【20-60】%下回っていた。また、不当廉売関税を加味した場合の年別加重平均価格を比較すると、**「表 37　調査対象貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（全品種、工場渡し、固形換算、不当廉売関税考慮あり）」**のとおり、令和 4 年と令和 6 年を除き、調査対象期間を通じて調査対象貨物の課税後の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を【0-30】%下回っていた。本邦産同種の貨物の販売価格は、すなわち、課税導入後においても、プライスアンダーカッティングの完全な解消には至っていない。したがって、韓国の供給者は、現行の不当廉売関税の課税期間が延長されなければ、本邦に対する不当廉売輸出を継続するおそれがある。

(210)　中国の供給者は、**「２－２－３－５　中国を原産地とする水酸化カリウムの不当廉売輸入**

[177] 本邦生産者当初質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-2 及び C-4-2、添付資料 C-3-3 及び C-4-3）、申請書別紙 8-1～22

が再発するおそれの結論」で分析したとおり、将来、生産能力及び生産量を増加させると予測される一方、稼働率は約 68%にとどまり、相当程度の余剰生産能力を有すると予測される。また、中国国内の将来の需要量の増加は、中国産水酸化カリウムの余剰生産能力を全て吸収できるものではないと考えられる。全世界の水酸化カリウムの生産能力も需要を大幅に上回ると予測されており、海外市場においても、中国の供給者の追加的な輸出を全て吸収することができないと考えられる。

(211) 平成 28 年の不当廉売関税課税措置の開始後、中国からの輸入は激減し、調査対象期間においても令和 2 年を除いて輸入実績がない。他方で、**「２－１－３－４　中国に係る不当廉売がされた指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論」**で述べたとおり、中国から第三国への輸出価格は、正常価格よりも安価であることが認められた。以上より、現行の不当廉売関税の課税期間が満了すれば、中国は本邦に対して正常価格を下回る価格での輸出を行うことが見込まれ、不当廉売輸入が再発するおそれがある。

３－６－２　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに係る意見等の検討

(212) 供給者である UNID より、以下の各理由により、不当廉売関税撤廃後に調査対象貨物の本邦への輸入量は増加しないとの意見の表明があった。すなわち、①不当廉売関税賦課後も日本への輸入量は一定水準にとどまっていることからすれば、同関税撤廃後も輸入量が増加するとはいえない旨、②令和 2 年から令和 6 年までの同社の水酸化カリウム輸出に占める日本向け輸出割合は概ね【0.5-6】%程度にとどまり、他方で、欧州、東南アジア、インド向けの輸出が大部分を占めていることから、UNID の生産能力増強は日本市場向けではなく、欧州及び東南アジア市場におけるシェア確保を目的とするものである。日本市場は小さく、かつ、唯一不当廉売関税を賦課している国であるため UNID は日本市場をターゲットと位置付けておらず、UNID の生産能力増強は日本市場向けではなく欧州及び東南アジア等の市場におけるシェア確保を目的とするものであるため、同関税撤廃後に製品を日本市場に投入するとは考えられない旨、③水酸化カリウムは用途に応じて品質確認や厳格な検査が必要であり、需要者が購入を希望したとしても直ちに供給できるものではないから、同関税撤廃後に輸入量が即座に増加する構造にはない旨の主張である[178]。

(213) しかし、①につき、不当廉売関税賦課後も依然として調査対象貨物の輸入量や市場占拠率が年々増加しており、同関税の賦課により一定程度これらの増加が抑制されていたと評価できるものの、完全には抑制できておらず、同関税が撤廃されればこれらが急増するおそれが示唆されていることは、上記**「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**において述べたとおりである。

[178] 意見の表明（UNID　令和 8 年 4 月 23 日）

また、②につき、かかる主張は、課税期間満了後における調査対象貨物の不当廉売輸入の継続のおそれを否定するものではない。まず、UNID が指摘する本邦向け輸出割合は、現行の不当廉売関税が課されている状況下での実績にすぎない。したがって、現行措置下で本邦向け輸出割合が限定的であったことは、課税期間満了後に本邦向け輸出が増加しないことを意味しない。また、本邦のみが調査対象貨物に不当廉売関税を課しているとの事情は、むしろ現行措置下における本邦向け輸出割合が抑制されている理由を示すものにすぎない。現行措置が満了すれば、本邦向け輸出に係る価格競争力は改善し、本邦市場における販売拡大の経済的誘因は高まる。したがって、現行措置下での低い本邦向け輸出割合をもって、課税期間満了後の輸入増加のおそれを否定することはできない。UNID が提出した証拠によっても、UNID が日本市場をターゲットと位置付けていないことや、UNID の生産能力の拡大が欧州及び東南アジア等の市場を対象としたものであることが明確には読み取れない。また、仮にターゲットが欧州及び東南アジア等の市場であったとしても、UNID が生産能力を増大していることは UNID も認めるところであり、これにより生産された製品が日本に輸出されないとはいえないのであるから、同関税撤廃後における日本の輸入量が増加しない可能性を何ら否定しない。

さらに、③につき、調査対象貨物は既に本邦市場に継続して輸入され、本邦の産業上の使用者に販売されている。したがって、本件で問題となるのは、全く新規の製品が本邦市場に参入する場面ではなく、既に本邦市場で取引実績を有する調査対象貨物が、課税期間満了後に価格競争力を高め、既存顧客又は潜在顧客向けに販売を拡大するおそれであって、品質確認や検査が必要であることは、輸入量が増加し得ないことを意味しない。UNID が主張するのは輸入量が「即座に」増加しないという点に尽きるところ、不当廉売関税撤廃後一定の時間が経過した後において、調査対象貨物の輸入量が増加し、本邦産業への損害が生じるおそれがあることについては何ら否定していない。そもそも調査対象貨物は、既に UNID が製造を開始し、生産能力も増大し、かつ、UNID の主張によれば本邦市場のみならず欧州及び東南アジア等の市場も含め広く国際的に販売しているものであるところ、このように継続的に製造している貨物について、品質確認や検査等を理由に、輸入までの間にタイムラグがあるとの主張自体、直ちには首肯し難い。

３－６－３　将来における本邦の水酸化カリウム市場規模

(214)　将来における本邦の水酸化カリウム市場規模に関し、水酸化カリウムに係る国内需要量の変動の有無について、産業上の使用者１者[179]から「需要は現状維持を予定している」、別の１者[180]から「輸入品シェアアップの場合、需要減」との回答[181]があったが、回答が確認できた他の産業上の使用者全てが変化は「無」と回答[182]しており、今後、本邦の市場が大幅に拡大

179 【産業上の使用者 D】
180 【産業上の使用者 J】
181 産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-4-3）
182 産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 A-4-2）

するとは考えにくい。

以上を踏まえると、今後、本邦の市場は現状に比して著しく縮小するとも拡大するとも見込まれないと考えるのが妥当である。

３－６－４　その他の証拠の提出及び意見の表明

(215)　供給者である UNID より、日本の水酸化カリウム市場は国内生産だけでは国内需要を完全に満たせず、今後も韓国産品の需要が続くことが予測できるとの意見の表明があった[183]。

(216)　UNID の主張は、本邦生産者だけでは今後の日本国内の需要を賄うことが不可能であり、韓国産の輸入貨物が日本国内の使用者にとって必要不可欠であるから、調査対象貨物の価格を上昇させる効果をもつ不当廉売関税の課税期間を延長する必要性に乏しいとの主張として理解することができる。

しかし、UNID は、単に、調査対象期間中の韓国産の輸入量の増加と、申請者のうち 1 者[184]が令和 4 年に水酸化カリウム事業から撤退した旨を指摘するにとどまり、国内生産だけでは国内需要を完全に満たせないとの主張の根拠を何ら示していない。

(217)　また、UNID は、令和 5 年 8 月に東亞合成が水酸化カリウム生産施設の新設を発表している事実をもって、国内生産だけでは安定した供給を確保できていないことを示唆している旨の意見の表明があった[185]。

(218)　しかし、生産施設の増強が、国内需要に対応する生産能力が足りていないことを直接的に示しているかは不明である。かかる事情は、本邦生産者が国内需要に対応し、供給能力及び供給安定性を強化しようとしている事情と評価できることから、本邦の産業の生産能力の不足を示す事情ではなく、現に、上記**「表 39　本邦の産業の稼働率の推移（固形換算）」**をみても、本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した稼働率（操業度）は【数値】%程度で推移しており、本邦の産業の生産能力には十分な余力がある。

そもそも、不当廉売関税は韓国産品を排除する措置ではなく、不当廉売による不公正な価格差を是正する措置である。韓国産の輸入貨物について本邦市場に一定の需要が存在することは、不当廉売関税の課税期間の延長の必要性を否定する事情にはならない。むしろ、韓国産の輸入貨物の価格は、不当廉売関税を考慮しても一貫して本邦産同種の貨物の価格を下回っているのであるから、その価格差により、調査対象貨物に対する一定程度の需要が存在するのは当然である。不当廉売関税措置が撤廃されたならば、調査対象貨物と本邦産同種の貨物との価格差はさらに拡大し、価格を重視する需要者が調査対象貨物へ移行する誘因は一層強まり、本邦産業に影響が生じるおそれがある。

---

183 意見の表明（UNID　令和 8 年 4 月 23 日）
184 日本曹達
185 意見の表明（UNID　令和 8 年 4 月 23 日）

３－６－５　本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについての結論

(219)　上記**「３－４－４　調査対象貨物の輸入量及び調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」**及び**「３－５－１６　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」**のとおり、調査対象貨物は、現行の不当廉売関税に係る課税措置の下においても本邦産同種の貨物を下回る価格で輸入は継続しており、本邦の産業は、調査対象貨物による影響を受け続けていることが認められる。また、現在課している不当廉売関税に係る課税措置を撤廃した場合には、少なくとも調査対象貨物の本邦における価格も同等程度下落すると考えることが合理的である。

(220)　調査対象国の供給者は、本邦における需要量の全てを上回る余剰生産能力を有しており、その余剰生産能力を本邦以外の市場に振り向けることは難しい状況にあるが、一方で、本邦の市場は現状以上に拡大するとは考えにくい。当該背景を踏まえつつ、現行の不当廉売関税に係る課税措置が満了すると仮定した場合、本邦の産業は現在の国内向け販売の販売量を維持するためには、少なくとも直ちに現行の不当廉売関税に係る課税措置撤廃分と同等の値下げを余儀なくされると推定することが合理的である。

(221)　以上を踏まえ、現行の不当廉売関税に係る課税措置が撤廃された場合の本邦の産業に与える影響を、令和６年７月～令和７年６月における国内販売価格で検証した。現行の不当廉売関税に係る課税措置が撤廃された場合、調査対象貨物の輸入価格は【数値】円/固形 kg となり、これに伴い本邦の産業は、令和６年７月～令和７年６月における国内販売価格である【数値】円/固形 kg を少なくとも調査対象貨物と同等の価格まで引き下げることを求められる可能性がある。引下げ後の当該国内販売価格と**「表 53　本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格と当期製造コスト（製造費用）の比較」**に示した、令和６年７月～令和７年６月の当期製造コスト【数値】円/固形 kg を比較すると、本邦の産業は困難な価格設定を強いられることになると考えるのが妥当である。

(222)　なお、調査対象貨物と本邦産同種の貨物との間の代替可能性の変化の見込み[186]、及び顧客が重視する事項の変化の見込み[187]について確認したところ、回答が得られた産業上の使用者６者のうち５者が代替可能性の変化の見込みは「無」と回答しており、「有」と回答した１者[188]についても、コストダウンや供給安定性を目的とした購入先の追加といった見込み[189]であり、貨物自体の代替性の変化について記載するものではなく、引き続き、調査対象貨物と本邦

[186] 産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-2-3）
[187] 産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-5-3）
[188] 【産業上の使用者 K】
[189] 産業上の使用者質問状回答書及び不備改め版回答書（調査項目 C-2-4）

産同種の貨物の代替性は高い。顧客が重視する事項の変化の見込みについては、6 者全てが「無」と回答した。

また、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争を阻害する制限的な商慣行は、回答が得られた全ての者が「無」と回答[190]しており、認められなかった。代用品の有無[191]、品種間の相違の変化の見込み[192]についても、回答が得られた全ての者が「無」と回答している。

その結果、今後本邦の産業における生産量と国内販売量が令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月並に維持されると仮定しても、営業利益の悪化、雇用・賃金の悪化、研究開発費の削減、融資条件の悪化による資金調達力の低下、収入の減少を原因とするキャッシュフローの悪化を招き、ひいては必要最小限の設備投資もできなくなると推定するのが妥当である。これらにより、本邦の産業は事業継続が極めて困難になると考えることが合理的である。

(223) 以上より、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後に調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が継続し、又は再発するおそれがあると認められる。

表 53　本邦の産業の同種の貨物の国内販売価格と当期製造コスト（製造費用）の比較

	令和6年7月～令和7年6月 (2024年7月～2025年6月)
本邦産同種の貨物の 国内販売価格 （円／kg）	【数値】
調査対象貨物の輸入価格 （円／kg）	【数値】
当期製造コスト （円／kg）	【数値】

（出所）本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（様式 C-1、様式 F-2-2、F-2-4）、及び財務省貿易統計

（注 1）調査対象貨物の輸入価格（円／固形 kg）＝財務省貿易統計から算定した液体品及び固形品の韓国及び中国産輸入額（円）÷財務省貿易統計から算定した液体品及び固形品数量（固形 kg）＋一般関税額

（注 2）本邦産同種の貨物の国内販売価格は、工場渡し価格を使用した。

190 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-5-1）、産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-6-1）

191 産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-7-1）

192 本邦生産者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 E-2-3）、産業上の使用者質問状回答書及び同不備改め版回答書（調査項目 C-3-3）

４　最終決定の基礎となる重要な事実に係る反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

４－１　調査の経緯に関する事項

(224)　調査開始告示で告示した法第 8 条第 27 項の調査において、政令第 15 条第 1 項の規定に基づく最終決定の基礎となる重要な事実（以下「重要事実」という。）の開示以降の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

４－１－１　重要事実の開示

(225)　令和 8 年 9 月 17 日、本調査に係る重要事実を直接の利害関係人に対し書面で通知[193]するとともに、重要事実に係る政令第 12 条の 2 第 2 項の規定による意見の表明（以下「重要事実に係る反論」という。）についての期限を同年 10 月 1 日とし、当該期限までに提出された重要事実に係る反論について、同月 8 日から利害関係者の閲覧に供し、他の利害関係者から提出された重要事実に係る反論に対する更なる反論（以下「重要事実に係る再反論」という。）（以下「重要事実に係る反論」及び「重要事実に係る再反論」を総称して「重要事実に係る反論・再反論」という。）についての期限を同月 15 日とする旨を利害関係者に対して併せて書面で通知（以下「重要事実に係る反論・再反論に関する通知」という。）した。この際、重要事実に係る反論・再反論に関する通知において、重要事実に係る反論・再反論の機会は、「これまで調査当局が政令第 10 条第 3 項に基づき貴社に提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出していなかった証拠を提出する機会」では無いことを明示した。また、韓国政府及び中国政府に対しても重要事実を書面で送付[194]するとともに、重要事実に係る反論・再反論に関する通知を併せて送付[195]した。

(226)　上記(225)の重要事実の通知に際して、供給者に対して、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用に至った経緯及び理由並びに採用した証拠並びに適用した手法を示す書面を送付するとともに、利害関係者に対して当該書面の開示版を閲覧に供した。

４－１－２　重要事実に対する利害関係者からの意見

(227)　重要事実に係る反論は、その期限である令和 8 年 10 月 1 日までに、利害関係者 1 者から提出があり[196]、重要事実に係る再反論は、その期限である令和 8 年 10 月 15 日までに、利害関係者 1 者から提出があった[197]。利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を

[193] 政令第 15 条第 1 項
[194] 協定 6.9
[195] 協定 6.2
[196] 重要事実反論書（UNID　令和 8 年 10 月 1 日）
[197] 重要事実再反論書（カリ電解工業会　令和 8 年 10 月 14 日）

検討した上での調査当局の見解については、下記**「４－４　重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論」**のとおりである。

４－１－３　秘密の情報

(228)　上記(227)のとおり利害関係者が提出した書面のうち、秘密情報について、調査当局は、秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

４－１－４　証拠等の閲覧

(229)　調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した。

４－２　「２　不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論・再反論の検討

(230)　利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論のうち、**「２　不当廉売がされた指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」**に係る反論・再反論について、以下のとおり検討した。

４－２－１　「２－２－２－１　供給者の余剰生産能力」に係る反論・再反論の検討

４－２－１－１　「２－２－２－１　供給者の余剰生産能力」に係る反論

(231)　韓国の供給者である UNID から、上記**「２－２－２－１　供給者の余剰生産能力」**に関して、次の内容の重要事実に係る反論[198]が提出された。

(ア)　UNID は 2023 年に生産設備を増設したが、化学産業の特性上、新たに増設された生産設備が増設直後から 100%の稼働率を達成することは現実的ではない。また、一般に化学産業において製造工程の年間稼働率が継続的に 90%を超えて維持されることも極めて稀である。

したがって、企業が新たな生産設備への投資を行った後に見られる通常の稼働率の変動を、単純に余剰生産能力が拡大する傾向にあると解釈することは適切ではない。

[198] 重要事実反論書（UNID　令和 8 年 10 月 1 日）

４－２－１－２　「２－２－２－１　供給者の余剰生産能力」に係る反論に対する再反論

(232)　申請者から、上記(231)の UNID の重要事実に係る反論に対して、次の内容の重要事実に係る再反論[199]が提出された。

(ア)　稼働率が一定の場合においても分母である生産能力が大きくなれば、生産余剰の絶対量は必ず大きくなる。客観的事実関係を踏まえると、生産増強に伴い、余剰生産能力が拡大傾向にあるとの当局の判断に何ら問題はない。調査当局は、UNID の生産量と生産能力の増加幅を比較し、生産量が下回っていることから、余剰生産能力が拡大傾向にあると適切に認定している。調査当局の認定は、新たに導入された生産設備それ自体をもって余剰生産能力の増加として評価したものではなく、UNID の事業報告書記載の生産能力及び生産量を踏まえて行われたものである。

(イ)　また、UNID は「2023 年に生産設備を増設した」事実を認めており、今後需要が伸びるとの予測のもと生産能力を引き上げたものと合理的に推定できる。仮に 90%の稼働率を維持できないとしても、今後、増設から一定の期間が経過し稼働が安定すれば、2021 年や 2022 年頃と同等の 85%以上の稼働率が見込まれ、生産量をさらに拡大する可能性があることは明らかである。

４－２－１－３　「２－２－２－１　供給者の余剰生産能力」に係る反論・再反論に係る調査当局の見解

(233)　上記(231)の UNID からの重要事実に係る反論及び上記(232)の申請者からの重要事実に係る再反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記**「２－２－２－１ 供給者の余剰生産能力」**において、調査当局は、UNID の生産能力及び生産量に関する証拠に基づき、令和 3 年から令和 7 年にかけて余剰生産能力が増加傾向にあったと認定したものである。

一方で、UNID が主張する、生産能力増強後の設備稼働の状況や化学産業における一般的な稼働率については論拠が不明確であり検証が困難である。仮に UNID の主張に則ったとしても、令和 3 年から令和 7 年にかけて余剰生産能力が増加傾向にあったとの認定に影響を与えるものでは無い。

したがって、上記(231)の重要事実に係る UNID の反論は、採用することができない。

[199] 重要事実再反論書（カリ電解工業会　令和 8 年 10 月 14 日）

４－２－２　「２－２－２－２　供給者の将来の生産」に係る反論・再反論の検討

４－２－２－１　「２－２－２－２　供給者の将来の生産」に係る反論

(234)　韓国の供給者である UNID から、上記**「２－２－２－２　供給者の将来の生産」**に関して、次の内容の重要事実に係る反論[200]が提出された。

(ア)　2023 年の設備増設以降、UNID がさらに生産能力又は生産量を拡大することを示す客観的かつ具体的な証拠は存在しない。したがって、将来的な生産能力の拡大を前提とした認定は、客観的証拠に裏付けられた事実認定ではなく、推測に基づく判断であると言わざるを得ない。

４－２－２－２　「２－２－２－２　供給者の将来の生産」に係る反論に対する再反論

(235)　申請者から、上記(234)の UNID の重要事実に係る反論に対して、次の内容の重要事実に係る再反論[201]が提出された。

(ア)　調査当局が(120)及び(121)で指摘するとおり、UNID は、「CEO からのご挨拶（UNID）」や事業報告書において、継続した生産能力の拡大や事業支配力の強化を会社の公式な方針として打ち出している。このことからすれば、UNID が今後も水酸化カリウム市場のグローバルリーダーとして事業の拡大、ひいては生産能力の拡大を図っていくと考えるのが自然かつ合理的である。

加えて、UNID には余剰生産能力があることを踏まえれば、UNID が将来的にさらなる生産量の増産が可能な状況にあると認定することも十分に合理的であるといえる。

また、UNID は本件調査に協力すると回答する一方で、質問状に対する回答を一切行っておらず、上記の調査当局の認定を排斥する証拠を何ら提示していない。

４－２－２－３　「２－２－２－２　供給者の将来の生産」に係る反論・再反論に係る調査当局の見解

(236)　上記(234)の UNID からの重要事実に係る反論及び上記(235)の申請者からの重要事実に係る再反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　上記**「２－２－２－２　供給者の将来の生産」**において、調査当局は、収集及び分析した関係証拠に基づき、UNID が生産能力の拡大を志向していること及び現有設備の余

200 重要事実反論書（UNID　令和 8 年 10 月 1 日）
201 重要事実再反論書（カリ電解工業会　令和 8 年 10 月 14 日）

力に照らし将来的に増産が可能な状況について言及したものである。他方、調査当局は、UNID が将来更なる生産能力の拡大を行うと認定したものではない。

このように、調査当局は、将来の生産量の増加可能性を認定するに当たり、UNID による更なる設備増強を前提しているものではなく、上記(234)の重要事実に係る UNID の反論は採用することができない。

４－２－３　「２－２－２－４　追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在」に係る反論・再反論の検討

４－２－３－１　「２－２－２－４　追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在」に係る反論

(237)　韓国の供給者である UNID から、上記**「２－２－２－４　追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在」**に関して、次の内容の重要事実に係る反論[202]が提出された。

(ア)　日本との地理的近接性のみを根拠として、日本が UNID の将来における有力な輸出市場となると認定することは妥当でない。実際、日本向け輸出は従来から概ね一定水準で推移しており、不当廉売関税の賦課前後を通じて日本市場が特に有利な市場であったことを示す実績は確認されない一方、インド等の他のアジア諸国向け輸出は顕著な増加傾向を示している。また、企業の輸出市場の選択は、市場需要、顧客の特性、競争環境、価格水準、認証要件及び取引関係等の諸要素を総合的に考慮して行われるものであり、地理的近接性のみで決定されるものではない。したがって、調査当局が日本を将来の有力な輸出市場と認定したのであれば、その認定を裏付ける客観的証拠について更なる説明が必要である。

４－２－３－２　「２－２－２－４　追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在」に係る反論に対する再反論

(238)　申請者から、上記(237)の UNID の重要事実に係る反論に対して、次の内容の重要事実に係る再反論[203]が提出された。

(ア)　調査当局は、(127)及び(128)に記載のとおり、世界全体における水酸化カリウムの需給状況及び韓国と地理的に近接するアジア市場における需給状況を出発点として検討している。そして、調査当局は、「市場需要、顧客の特性、競争環境、価格水準、認証要件及び取引関係等の様々な要素」を除外したのではなく、これらの事情を前提として成立する市場需給状況を検討している。かかる観点から、韓国産の調査対象貨物が供給過剰に

[202] 重要事実反論書（UNID　令和 8 年 10 月 1 日）
[203] 重要事実再反論書（カリ電解工業会　令和 8 年 10 月 14 日）

ある韓国市場より輸出に向けられると判断することは合理性がある。

(イ)　その上で、具体的な輸出先市場の検討に当たっては、輸送その他の物流コストは重要な要素であり、調査当局はこの点を分析の根拠としていると考えられる。地理的近接性がある市場に向けた物流コストは他の市場に比べ比較優位性がある。調査当局は、物流コストとの関係を踏まえて地理的近接性も検討要素とし、地理的近接性のあるアジア市場の中で、日本のみ需要が生産を明確に上回っていることを理由として、日本市場が相対的にUNIDの将来における有力な販売市場であると認定したにすぎない。したがって、調査当局が地理的近接性という「単一の事情のみ」に依拠して認定したわけではない。

(ウ)　また、UNIDが証拠として提出済みの「UNIDの水酸化カリウム国地域別輸出量」の開示版を確認する限り、日本向けの輸出量は2020年から2023年にかけて着実に増加しており、2024年は対2023年比でこそ減少しているものの、2025年については、半期の数値であるにもかかわらず 2021 年の通年量とほぼ同水準に達している。こうした日本向け輸出の増加の推移は、UNID 自身が「顕著な増加傾向にある」と認めるインド向け輸出の動きと比較しても何ら遜色はない。

４－２－３－３　「２－２－２－４　追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在」に係る反論・再反論に係る調査当局の見解

(239)　上記(237)の UNID からの重要事実に係る反論及び上記(238)の申請者からの重要事実に係る再反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　調査当局は、申請者が提出した第三者調査機関による水酸化カリウムの今後の需要予測に基づき、世界全体として供給余力が存在すること、また、地理的に近接しているアジア市場においても本邦以外に需要が生産を明確に上回る市場が存在しないことを確認した。その上で、かかる市場環境の下では、UNID が追加的な輸出の販売先として、日本市場への販売を拡大する誘因があると認定したものである。したがって、調査当局は韓国との地理的近接性のみを根拠として、日本がUNIDの有力な輸出市場となると認定したものではなく、UNID の主張は調査当局の認定の前提を正確に理解したものではない。

(イ)　また、UNIDが提出した国地域別輸出量のデータによれば、令和2年から令和6年にかけて、日本向け輸出量は約 1.6 倍に増加している。この増加率は、UNID が有力な市場であると主張するインド向け輸出量の約 1.9 倍に次ぐ増加率である。これらの証拠に照らせば、日本市場が特に有利な市場ではないとのUNIDの主張を裏付けることはできない。

（ウ）　したがって、上記(237)の重要事実に係る UNID の反論は採用することができない。

４－２－４　「２－２－２－５　不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討」に係る反論・再反論

４－２－４－１　「２－２－２－５　不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討」に係る反論

(240)　韓国の供給者である UNID から、上記**「２－２－２－５　不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討」**に関して、次の内容の重要事実に係る反論[204]が提出された。

（ア）　UNID の生産設備の稼働率が今後上昇する可能性はあるものの、その結果生じる余剰生産分が日本向け輸出の増加につながると断定する根拠はない。また、UNID は、日本向け輸出の可能性自体を否定したのではなく、日本の需要者が属する産業における認証・承認手続等の存在により、短期間で輸入数量が急増することは困難であると説明したものである。しかし、調査当局はこの主張を、日本向け輸出が不可能であるとの趣旨であるかのように解釈した。さらに、将来の輸出増加の可能性を検討するに当たっては、需要者の特性、認証・承認手続、供給者変更に要する期間及び費用等の市場要因を確認すべきであったにもかかわらず、当局は十分な事実確認を行わずに将来の輸出増加の可能性を認定しており、これは UNID の主張の趣旨及び客観的な市場環境を十分に考慮していない。

４－２－４－２　「２－２－２－５　不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討」に係る反論に対する再反論

(241)　申請者から、上記(240)の UNID の重要事実に係る反論に対して、次の内容の重要事実に係る再反論[205]が提出された。

（ア）　調査当局が指摘するとおり、生産能力増強が日本以外の海外市場（すなわちヨーロッパ及び東南アジア市場）でのシェア確保を目的としたとの UNID の主張を正当化するに足る合理的な根拠もない。加えて、調査対象貨物の性質及び地理的近接性に鑑み、UNID がアジア市場において唯一供給過多となっていない日本市場を主要な輸出先と見込んでいる可能性は高く、かかる推論と矛盾する証拠を UNID は何ら提示していない。

　むしろ、申請者らの知る限り、UNID は、その日本事務所を通じて引き続き日本市場において積極的な営業活動を展開しており、日本市場を狙っていないとはいえない状況

[204] 重要事実反論書（UNID　令和 8 年 10 月 1 日）
[205] 重要事実再反論書（カリ電解工業会　令和 8 年 10 月 14 日）

にある。加えて、UNID 自身が日本市場について、「不当廉売関税を賦課している…自由度が低い市場」と評価しており、同関税がなくなれば、自由度が高い市場とも評価していることが示唆されている。これらの事実関係を前提とすると、調査当局の認定どおり、UNID の将来の生産増加分は、不当廉売課税期間の満了後に、日本向けの輸出の増加につながる可能性が極めて高い。

(イ)　次に、UNID は、日本において水酸化カリウムが使用されるにあたり、厳格な品質試験・認証手続等が必要であり、需要の発生に応じて短期期間に日本に向けた輸出量を拡大できる性質の製品ではないと主張するが、UNID は当該主張を根拠づける証拠等を何ら提出しておらず、具体的な規制の内容やそれに要する期間も一切明らかにしていない。

(ウ)　したがって、「論拠が不明確で検証が困難である。」との調査当局の認定は極めて妥当である。

４－２－４－３　「２－２－２－５　不当廉売輸入が継続するおそれに対する意見の表明の検討」に係る反論・再反論に係る調査当局の見解

(242)　上記(240)の UNID からの重要事実に係る反論及び上記(241)の申請者からの重要事実に係る再反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

(ア)　まず、調査当局は、申請者から提出された証拠や調査当局が収集及び分析した関係証拠に基づいて、UNID の余剰生産能力の存在、将来の増産の可能性、余剰生産能力を吸収できる国内市場の不存在及び追加的な輸出を吸収できる海外市場の不存在を認定し、不当廉売関税の課税満了後に日本向け輸出が継続又は増加する可能性を認定したものである。したがって、UNID が主張するような「稼働率の上昇に伴う余剰生産分が日本向け輸出の増加につながると断定」したものではない。

(イ)　また、UNID は需要者が属する産業における認証及び承認手続等を考慮すると、短期間のうちに輸入数量が急激に増加することは困難であること、及び調査当局はこの主張を日本向け輸出が不可能であるかのように解釈したと主張する。しかしながら、調査対象貨物は既に継続的に本邦市場に輸入され、本邦の産業上の使用者に販売されている。したがって、課税期間満了後に、価格競争力が高まることにより、既存顧客等向けの販売が拡大する可能性がある以上、供給者を変更する際に認証及び承認手続等が必要であることをもって輸入量の増加可能性が否定されるものではない。

(ウ)　さらに、UNID の主張は、輸入量が「短期間のうちに急増」しないという点にとどまり、不当廉売関税撤廃後に一定期間が経過した後、調査対象貨物の輸入量が増加するおそれがあること自体を否定するものではない。

(エ)　調査当局は以上のとおり検討した上で、不当廉売関税撤廃後に調査対象貨物の輸入量が増加するおそれがあると認定したものであり、UNID が主張するように、日本向け輸出が不可能であるとの趣旨で解釈したものではない。

(オ)　したがって、上記(240)の重要事実に係る UNID の反論は採用することができない。

４－３　「３　不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論・再反論の検討

(243)　利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論のうち、**「３　不当廉売がされた指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」**に係る反論・再反論について、以下のとおり検討した。

４－３－１　「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」及び「３－５－１６　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に係る反論・再反論の検討

４－３－１－１　「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」及び「３－５－１６　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に係る反論

(244)　韓国の供給者である UNID より、上記**「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」**及び**「３－５－１６　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」**に関して、次の内容の重要事実に係る反論[206]が提出された。

(ア)　UNID は、意見の表明において、本邦市場における調査対象貨物の実際の流通価格に関する情報を提出した。当該価格には、一般関税、輸送費その他の関連費用が反映されており、本邦市場において実際に需要者及び最終使用者に販売される価格水準を把握することができる。

[206] 重要事実反論書（UNID　令和８年 10 月１日）

(イ)　しかし、調査当局は、UNID が提出した本邦内における流通価格情報を十分に考慮することなく、調査対象貨物の輸入価格と本邦産同種貨物の国内価格について、工場渡し価格ベースで単純比較する手法を採用した。このような比較では、調査対象貨物が本邦に輸入された後に発生する一般関税、輸送費その他の費用が十分に反映されず、本邦市場における実際の価格関係及び価格競争の実態を適切に反映することができない。このような手法は、調査対象貨物の価格を相対的に低く評価し、プライスアンダーカッティングが存在するとの前提に沿った結論を導くために用いられたのではないかとの疑問もある。

(ウ)　したがって、調査当局は、UNID が提出した本邦内における流通価格資料を採用しなかった具体的な理由を示すとともに、調査対象貨物について通関段階の輸入価格を、本邦産同種の貨物について工場渡し価格をそれぞれ用いる比較方法が、本邦市場における実際の価格競争を適切に反映するものであることを説明すべきである。しかし、その説明は一切なされていない。

４－３－１－２　「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」及び「３－５－１６　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に係る反論に対する再反論

(245)　申請者から、上記(244)の UNID の重要事実に係る反論に対して、次の内容の重要事実に係る再反論[207]が提出された。

(ア)　調査当局が分析の基礎とした本邦産同種の貨物に係る各数値は、本邦生産者 3 者が提出した質問状回答書等に基づくものであり、その内容について不備がある場合には、調査当局からの指摘を受けて再度の検証及び修正が行われたものである。他方、UNID が意見の表明において提出した本邦内の流通価格に関する資料は、これと同様の確認を経たものではない。このため、調査当局が UNID の提出した流通価格に関する資料を採用しなかったことは不合理ではない。

(イ)　また、調査対象貨物について財務省貿易統計を用いて算出した輸入価格と、本邦産同種の貨物の工場渡し価格を用いることにより、その後の本邦内における輸送費用等について検討することなく、調査対象貨物と本邦産同種の貨物との価格を比較が可能となる。このような価格比較の方法は合理的である。

[207] 重要事実再反論書（カリ電解工業会　令和 8 年 10 月 14 日）

（ウ） したがって、UNID の反論は適切ではない。課税措置が存在しない場合には調査対象貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を下回っていたこと、また、課税措置が満了した場合にはプライスアンダーカッティングが継続するおそれがあることから、不当廉売による損害が再発するおそれがあるとの調査当局の検討及び認定は合理的である。

４－３－１－３　「３－４－２　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「３－４－３　調査対象貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る意見等の検討」及び「３－５－１６　調査対象貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論」に係る反論・再反論に係る調査当局の見解

(246) 上記(244)の UNID からの重要事実に係る反論及び上記(245)の申請者からの重要事実に係る再反論を踏まえ、調査当局は次のとおり検討した。

（ア） UNID は、調査当局が、調査対象貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の国内価格について、工場渡し価格ベースで比較する手法を採用したこと、そして、工場渡し価格には「本邦に輸入された後に発生する一般関税、輸送費その他の費用」（国内での流通コスト）が含まれないことを問題視する。しかし、協定 3.2 は、価格効果の分析に当たり、特定の算定方法を用いること又は特定の取引段階において価格を比較することを義務付けておらず、WTO 紛争解決手続の先例においても、協定 3.2 はプライスアンダーカッティングの分析を特定の方法又は特定の取引段階において行うことを要求するものではないとされている[208]。また、他の先例においても、協定 3.2 が求めるのは、調査対象貨物と同種の国内産品における価格の比較可能性が担保された状態で価格効果を分析することに限られており、その算定方法の選択には調査当局に一定の裁量が認められているとされている[209]。

（イ） すなわち、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の価格の比較可能性が担保されている限り、その価格効果の分析に際して国内での流通コストを考慮することは求められない。仮に国内での流通コストを考慮しなければならないとすれば、それは、当該コストを考慮しなければ上記の比較可能性が確保されないといえる例外的な事情がある場合に限られるが、UNID はかかる事情を立証していない。

（ウ） なお、WTO 紛争解決手続の先例（DS427）においても、CIF 価格を基礎とする輸入価格と国内産品の工場渡し価格との比較について、輸入品と国内産品が最初に競争する段階の価格として比較可能性がある旨認定されており、輸入後に生じる輸送費等の国内での流通コストを輸入価格に加算する必要があるとは認定されていない。

---

[208] WTO パネル報告書, Egypt-Steel Rebar, WT/DS211/R, パラ 7.73-7.76.
[209] WTO パネル報告書, China-Broiler Products, WT/DS427/R, パラ 7.473-7.488.

(エ)　UNID が異なる方法による価格比較を可能とする資料を提出したことのみをもって、調査当局が採用した価格比較の方法の合理性は否定されない。

(オ)　したがって、上記(244)の重要事実に係る UNID の反論は採用することができない。

４－４　重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論

(247)　以上のとおり、利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した結果、重要事実で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

５　結論

(248)　以上のとおり、韓国及び中国の供給者が生産する水酸化カリウムについては、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、不当廉売輸入が継続し、又は再発するおそれがあるものと認められた。また、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が継続し、又は再発するおそれがあると認められた。

（別添）

主要証拠等目録

番号	標目
1	大韓民国及び中華人民共和国産の水酸化カリウムに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面（カリ電解工業会）
2	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票の回答（UNID Co., Ltd.）
3	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社）
4	調査対象貨物の輸入者に対する確認票の回答（株式会社マルー）
5	本邦生産者に対する確認票の回答（AGC株式会社）
6	本邦生産者に対する確認票の回答（株式会社大阪ソーダ）
7	本邦生産者に対する確認票の回答（東亞合成株式会社）
8	本邦生産者に対する確認票の回答（日本曹達株式会社）
9	本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（AGC株式会社）
10	本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（株式会社大阪ソーダ）
11	本邦生産者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（東亞合成株式会社）
12	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者Ｃ】）
13	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者Ｄ】）
14	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者Ｅ】）
15	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者Ｊ】）
16	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者Ｋ】）
17	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者Ｖ】）
18	産業上の使用者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（【産業上の使用者ＡＣ】）
19	本邦生産者に対する追加質問状の回答（AGC株式会社）
20	本邦生産者に対する追加質問状の回答（株式会社大阪ソーダ）
21	本邦生産者に対する追加質問状の回答（東亞合成株式会社）
22	代替国供給者に対する代替国確認票の回答（AGC Vinythai Public Company Limited）
23	代替国供給者に対する代替国確認票の回答（東亞合成株式会社）
24	代替国供給者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（AGC Vinythai Public Company Limited）
25	代替国供給者に対する質問状の回答及び調査当局からの指摘事項に対する回答（東亞合成株式会社）

番号	標目
26	証拠の提出（UNID Co., Ltd.）
27	意見の表明（UNID Co., Ltd.）
28	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者Ｄ】）
29	産業上の使用者に対する確認票の回答（【産業上の使用者Ｔ】）
30	意見の表明及び情報の提供（【産業上の使用者Ｂ】）
31	本邦生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（東亞合成株式会社）
32	本邦生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（AGC株式会社）
33	代替国供給者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（【企業名】）
34	代替国供給者に対する現地調査結果報告書及び提出資料（【企業名】）
35	重要事実反論書（重要事実に係る反論）（UNID Co., Ltd.）
36	重要事実再反論書（重要事実に係る再反論）（カリ電解工業会）
37	調査当局が収集及び分析した関係証拠